

子ども・子育て未来 2029

第三期孺恋村子ども・子育て支援事業計画

成育医療等に関する計画

子どもの貧困対策計画

2025年3月

孺恋村



目次

1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	子ども・子育てに関する法・制度等の動向	1
3	計画の位置づけ	4
4	計画の対象	5
5	計画の期間	5
2章	子ども・子育て支援を取り巻く孀恋村の現状	6
1	データでみる孀恋村の現状	6
(1)	人口動態に関すること	6
(2)	母子保健に関すること	10
(3)	子育て環境の状況	15
2	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要	17
(1)	調査の目的	17
(2)	調査期間	17
(3)	調査対象者	17
(4)	配布数及び回収数	17
(5)	調査結果の概要	17
3	第二期計画の進捗状況および評価	24
(1)	教育・保育の提供体制の確保	24
(2)	子ども・子育て支援事業の確保	25
3章	計画の基本的な考え方	27
1	目指す姿	27
2	目指す姿の実現に向けて大切にしたい5つの視点	27
3	計画の体系図	28
4章	基本方針に基づく施策の推進	29
基本方針1	誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり	29
(1)	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の整備	33
(2)	親と子の心身の健康づくりの支援	34
(3)	発達支援体制の強化	35
(4)	多様な保育・教育サービスの提供	36
基本方針2	子どもの育ちの連続性を意識し、生きる力を育む地域づくり	38
(1)	家庭や地域の教育力の向上	42
(2)	保育・教育現場での子育て支援	42
(3)	地域特性を生かした多様な体験と交流活動の推進	43
(4)	次世代の親の育成支援	44
基本方針3	困難な状況にある子どもや子育て家庭を守り・支える社会づくり	45
(1)	児童虐待防止対策の充実	48

(2) ひとり親家庭等へ総合的支援の推進	48
(3) 障がいのある子どもへの支援	49
(4) 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援	49
基本方針4 地域全体で子育て・子育てを支える地域づくり	50
(1) 子育て支援者の育成とネットワークの構築	54
(2) 安心して子育てしやすい子育て環境づくりの推進	54
(3) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり	55
(4) 子どもの安全確保と健全育成の推進	55
(5) 多様性を尊重し、仕事と子育てが両立できる社会づくり	56
5章 子ども・子育て支援事業	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 幼児期の教育・保育	57
(1) 幼児期の教育・保育量の見込み	57
(2) 提供体制の確保、内容、実施時期	58
3 地域子ども・子育て支援事業	61
6章 計画の推進	66
1 子ども・子育て支援法に基づく市町村・事業主・国民の責務	66
2 計画の推進に向けた関係者の役割と連携	67
3 計画の進捗状況の管理・評価	67
資料編	68
1 孺恋村子ども・子育て会議設置要綱	68
2 孺恋村子ども・子育て会議委員名簿	69

1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、少子化と高齢化が同時に進み、人口の減少が顕著になっています。これに伴い、労働力の供給不足や経済成長への影響が深刻化を増し、社会保障制度の維持を行う上で、多くの課題が生じている状況です。

こうした状況に対応するため、国では令和5(2023)年に「こども基本法」および「こども大綱」を示すとともに、「こども家庭庁」を創設しました。同庁は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上支援、こどもの権利と利益の保護を推進する司令塔として、こどもに関する政策課題に取り組んでいます。また、少子化対策の一環として制定された「次世代育成支援対策推進法」は、当初、平成17(2005)年から10年間の時限立法として施行されましたが、その後延長され、現在は令和17(2035)年3月までの期間が設定されています。本法に基づき、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境整備が進められてきましたが、少子化の進行には依然として歯止めがかからず、より一層の対策が求められています。さらに、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人やその家庭への支援を強化する必要があります。

本村では、令和2(2020)年に「子ども 子育て未来プラン2024」を策定し、「地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり」を基本理念として、少子化対策と子育て支援に積極的に取り組んできました。現行計画は令和6(2024)年度で終了するため、これまでの取り組みの課題や子育て世代のニーズを踏まえた見直しが行われています。

本計画では、国の政策動向を踏まえ、子ども・子育て支援全般に関する方向性を示します。その中で、成育医療等基本方針に基づき、妊娠期からの母子保健施策や医療・福祉の連携強化、さらに子どもの貧困対策を包括的に取り入れることで、より充実した支援体制を構築します。

2 子ども・子育てに関する法・制度等の動向

こども家庭庁の設置

令和5(2023)年4月1日、こども(心身の発達の過程にある者をいう。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置しました。

こども基本法の施行

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

< 基本理念 >

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

こども大綱の閣議決定

令和5(2023)年12月22日、こども基本法に基づき、こども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困解消対策推進法に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、おおむね5年後を目途に見直すこととされています。

< 6つの基本指針 >

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども未来戦略の策定

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和4(2022)年6月に成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4(2022)年6月8日に成立し、令和6(2024)年4月1日に施行されました。この法律により、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされました。

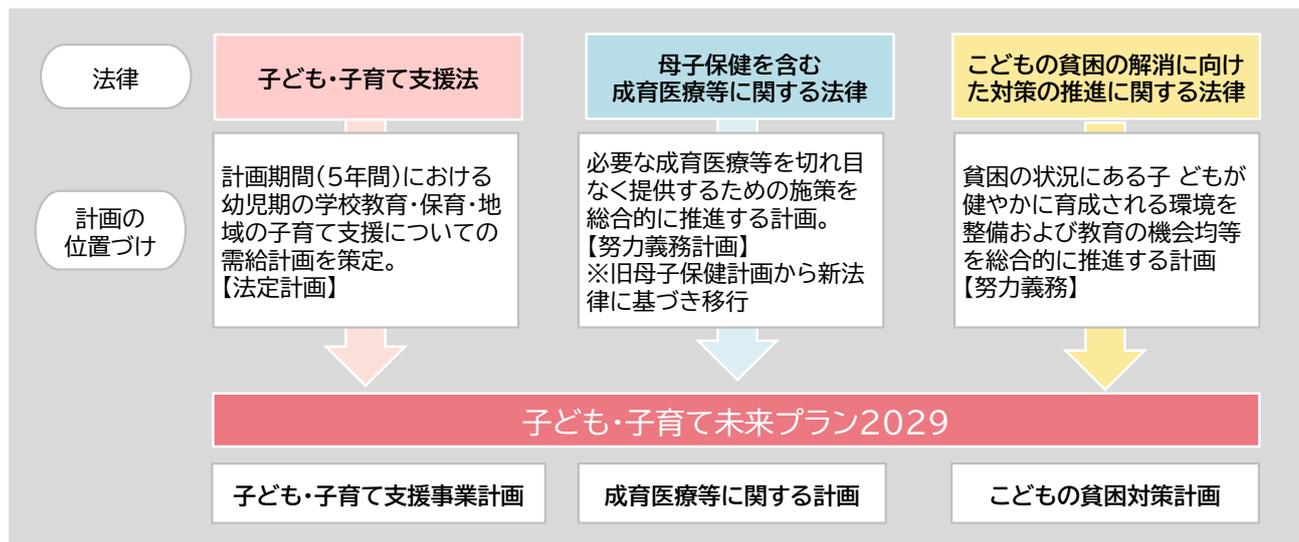
<近年の主な動き>

時期		国の政策動向
令和2年(2020)	5月	第4次少子化社会対策大綱の閣議決定
	12月	新子育て安心プランの公表
令和3年(2021)	12月	こども家庭庁の創設の閣議決定
令和5年(2023)	4月	こども家庭庁設置法の施行
		こども基本法の施行
		改正子ども・子育て支援法の施行
		子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正
		改正子ども・若者育成支援推進法の施行
	12月	こども大綱の閣議決定
		こども未来戦略の策定 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)、「こどもの居場所づくりに関する指針
令和6年(2024)	4月	改正児童福祉法の施行
	6月	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立
	5月	こどもまんなか実行計画 2024

3 計画の位置づけ

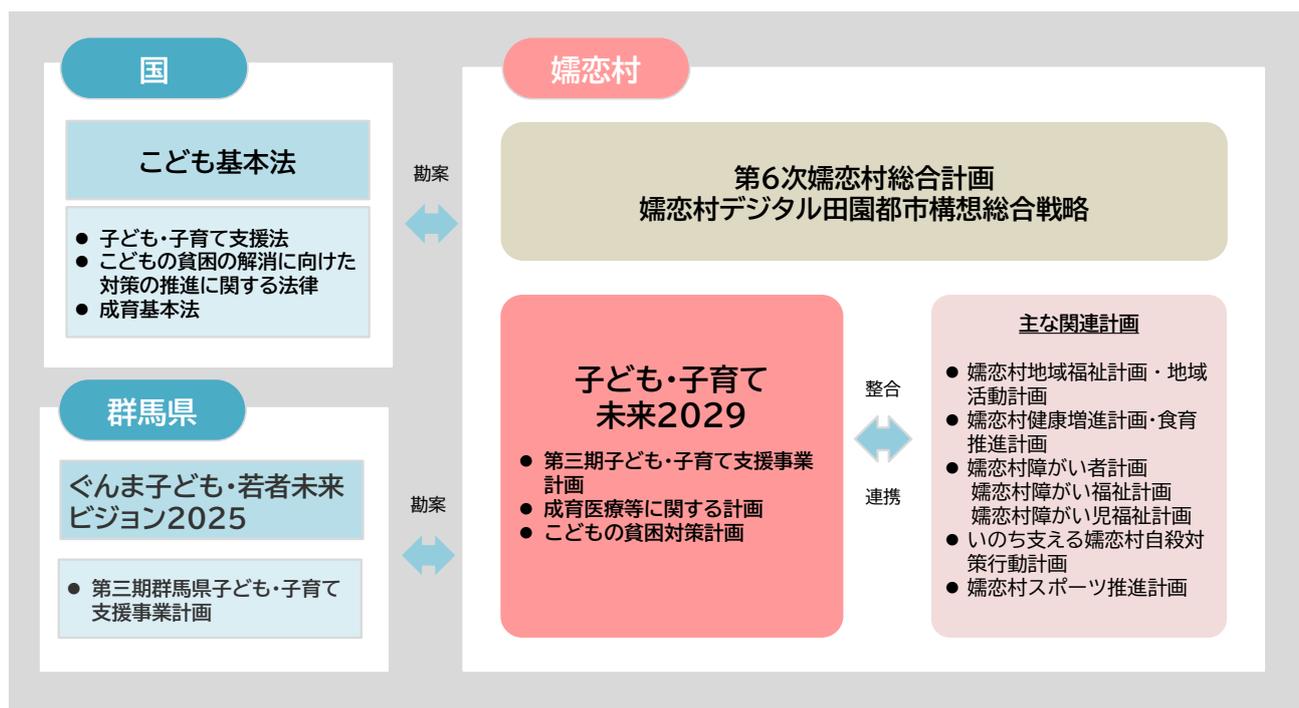
「子ども・子育て未来プラン 2029」は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。さらに、本計画には、子どもに関する計画である「成育医療等に関する計画」および「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も包含する総合的な計画とします。

<子ども・子育て未来プラン 2029 の全体像>



また、本計画は、上位計画である「第6次嬭恋村総合計画」や、その他の関連計画との整合を図り、施策を推進していきます。

<嬭恋村の各計画との関係>



4 計画の対象

本計画は、村内のおおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域住民を対象とします。

子ども・子育て支援法では、「子ども」とは満18歳未満とされていますが、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行うものとします。

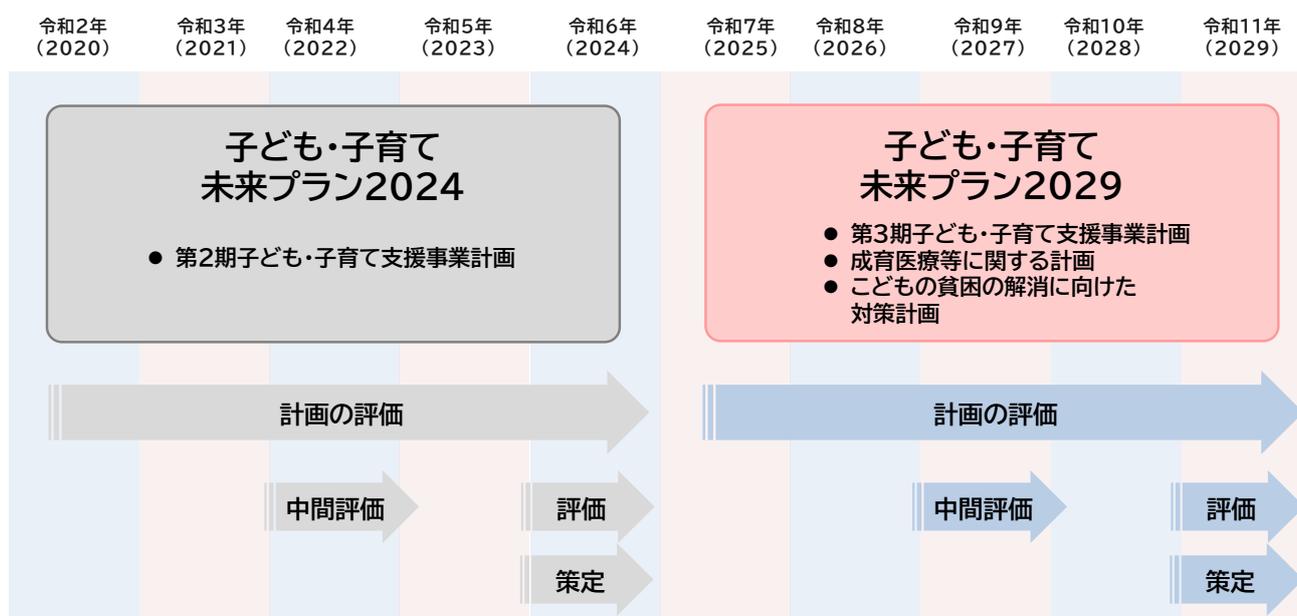
なお、次代の親づくりという視点から、一部施策については、今後親となる若い世代も対象とします。また、社会全体で子育てを支援する視点から、子育て支援を行政と連携して行う事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人も対象とします。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正、社会・経済情勢の変化や、本村のこどもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は必要に応じて見直しを実施します。

<計画の期間>



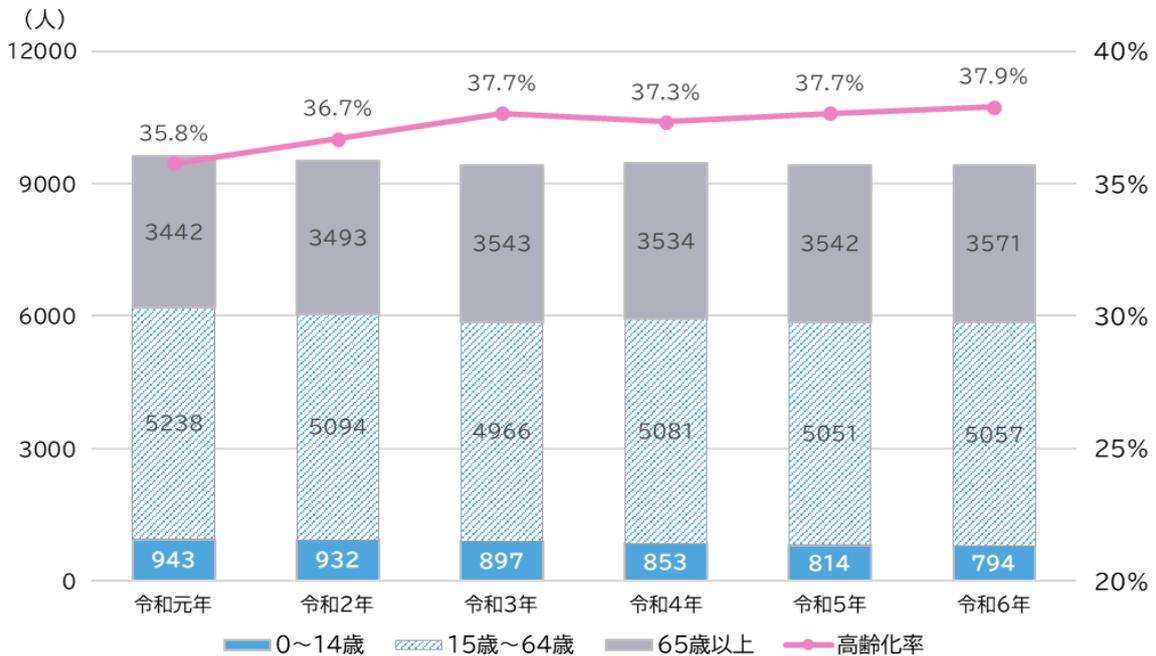
2章 子ども・子育て支援を取り巻く孺恋村の現状

1 データでみる孺恋村の現状

(1) 人口動態に関すること

① 年齢区分別人口及び高齢化率の推移

孺恋村の総人口は緩やかに減少しており、令和6(2024)年は令和元年(2019)年と比較して201人減少しています。一方、高齢化率は上昇しており、少子高齢化が進んでいます。



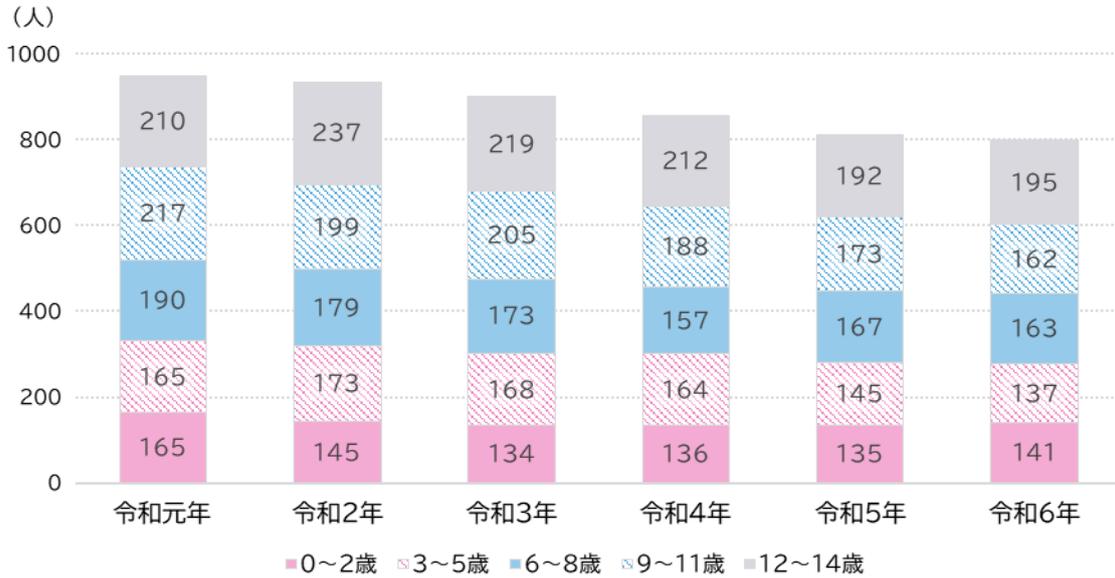
総人口の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口(人)	9,623	9,519	9,406	9,468	9,407	9,422

資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 年少人口の推移

年少人口の推移をみると、人口全体よりも減少率が高くなっています。今後も年少人口の減少傾向が続くことが見込まれます。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

③ 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

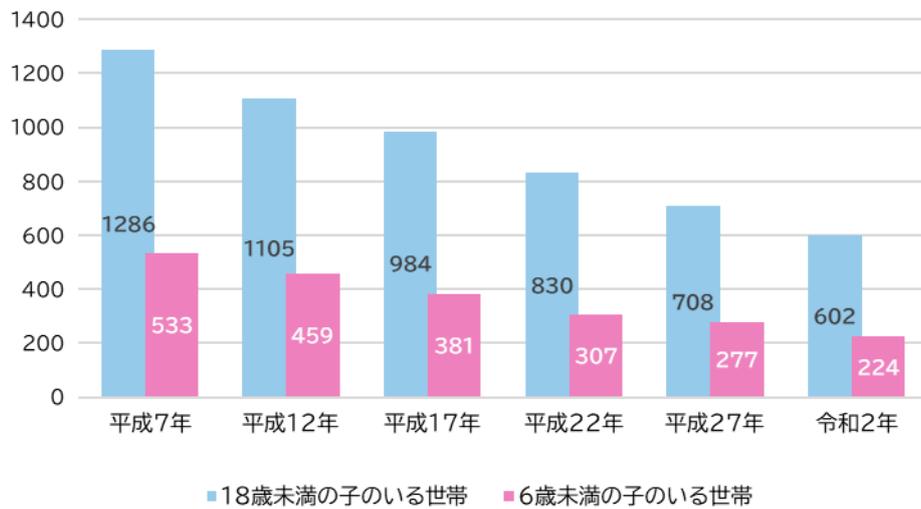
世帯数の推移をみると、平成17年以降は増加傾向です。1世帯あたりの平均人員は年々減少しており、核家族や単身世帯が増加していることがわかります。



資料：嬬恋統計書

④ 子どものいる世帯数の推移

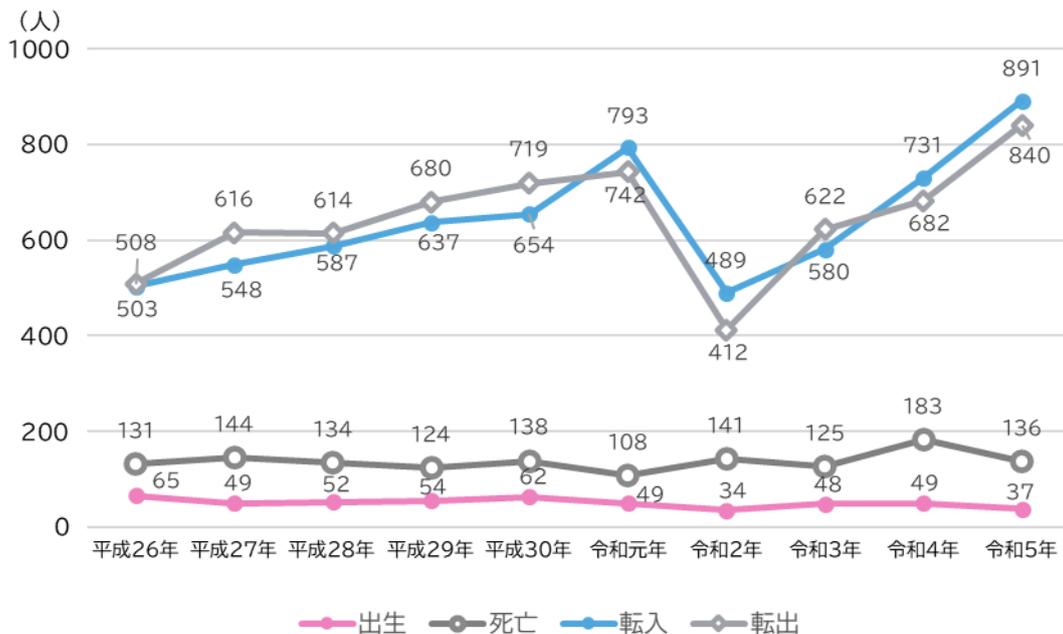
子どものいる世帯をみると、「18歳未満の子のいる世帯」、「うち6歳未満の子のいる世帯」とともに減少傾向にあります。



資料：国勢調査

⑤ 人口の増減(出生・死亡、転入・転出)の推移

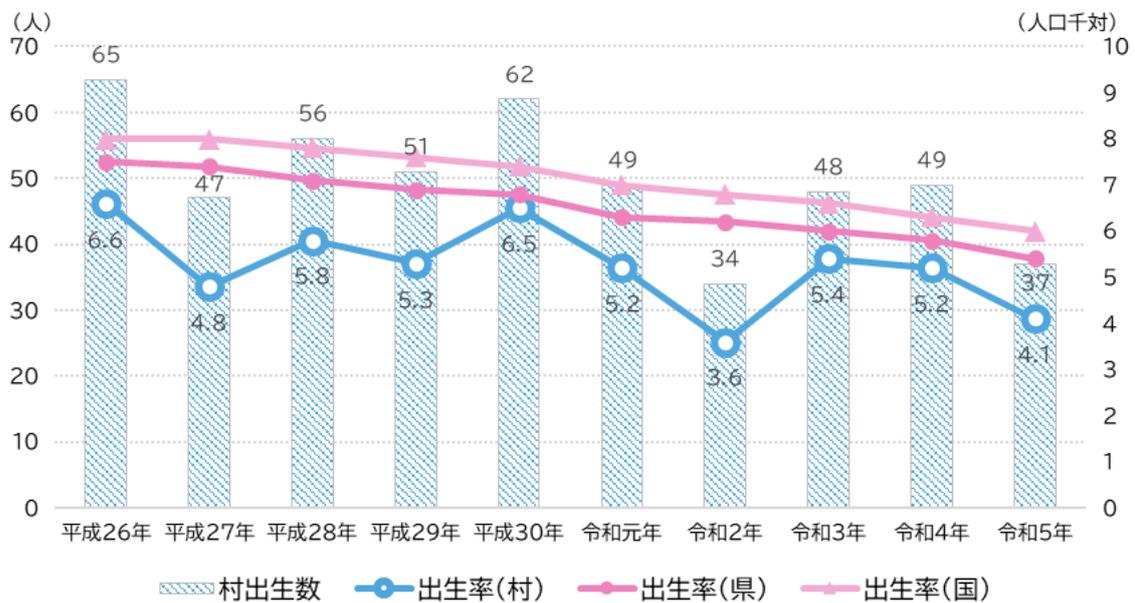
人口の増減についてみると、出生よりも死亡のほうが多くなっています。一方で、近年は転出よりも転入のほうが多い傾向です。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年は転入・転出ともに大幅に減少しましたが、以降はいずれも年々増加しています。



資料：嬬恋村統計書

⑥ 出生数・出生率の推移

出生率は、国や県よりも低くなっています。新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年に急激に下がり、その後は持ち直しましたが減少傾向です。



資料：孺恋村統計白書、群馬県人口動態統計

⑦ 合計特殊出生率の推移

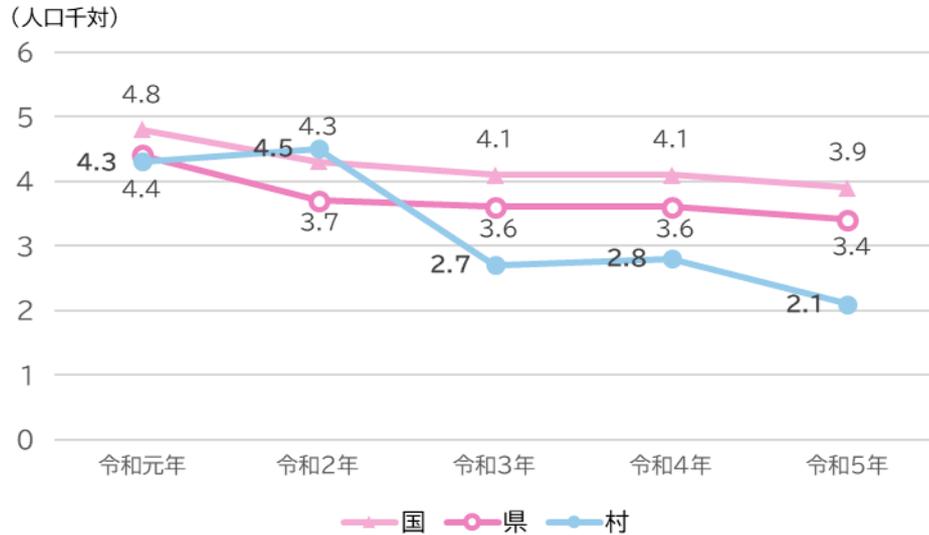
合計特殊出生率をみると、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年を除き、国や県よりも高くなっています。しかし、令和3年以降は大幅に減少しています。



資料：群馬県人口動態統計

⑧ 婚姻率の推移

婚姻率は、令和2年度までは国や県と同等または高くなっていましたが、令和3年に急激に下がり、減少傾向です。

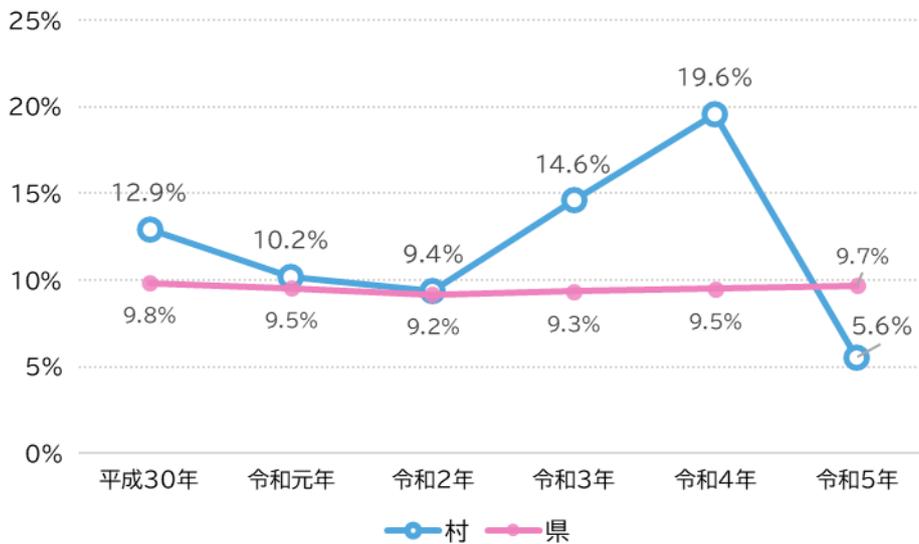


資料：群馬県人口動態統計

(2) 母子保健に関すること

① 低出生体重児の割合

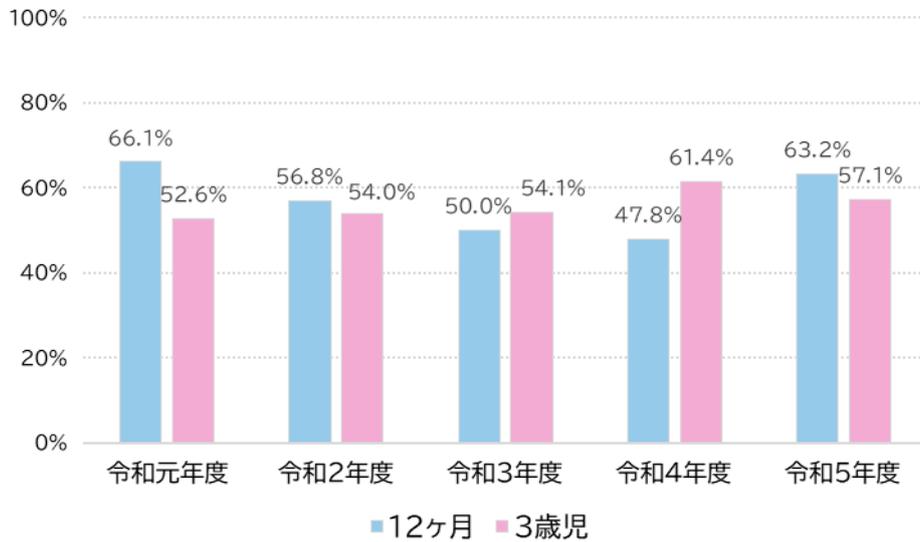
生まれた子のうち、出生体重が2500g未満の割合は、県よりも高めでしたが、令和5年は低くなっています。



資料：群馬県人口動態統計

② 子どものかかりつけ医の有無

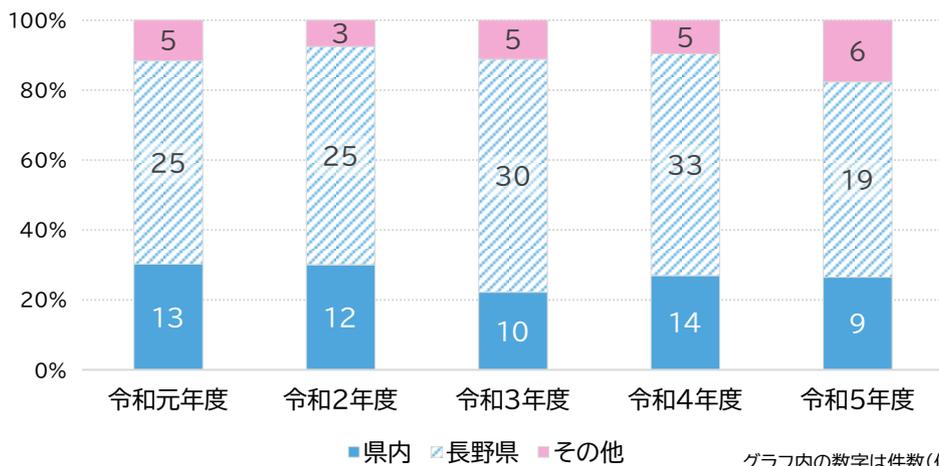
生後 12 か月と3歳児のかかりつけ医の有無を見ると、かかりつけ医を持つ割合が減少する傾向です。子どもの健康を継続的に管理し、いざという時に備えるためにもかかりつけ医を決めておくことが推奨されます。



資料：12ヶ月、3歳児健診時アンケート

③ 母の出産場所

令和元年に西吾妻福祉病院産科が休止したこともあり、県内で出産する割合は3割程度となっています。多くが近隣の長野県で出産していますが、令和5年度はその他の県の割合が増えており、妊娠期から出産・子育て期の支援が切れ目なく行えるよう工夫が必要です。

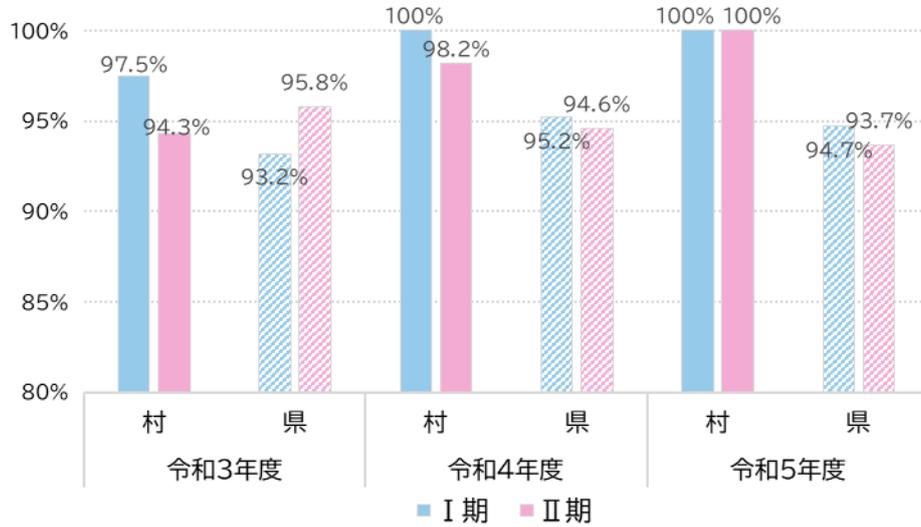


グラフ内の数字は件数(件)

資料：健康福祉課保健係集計資料

④ MR(麻しん・風しんワクチン)接種率

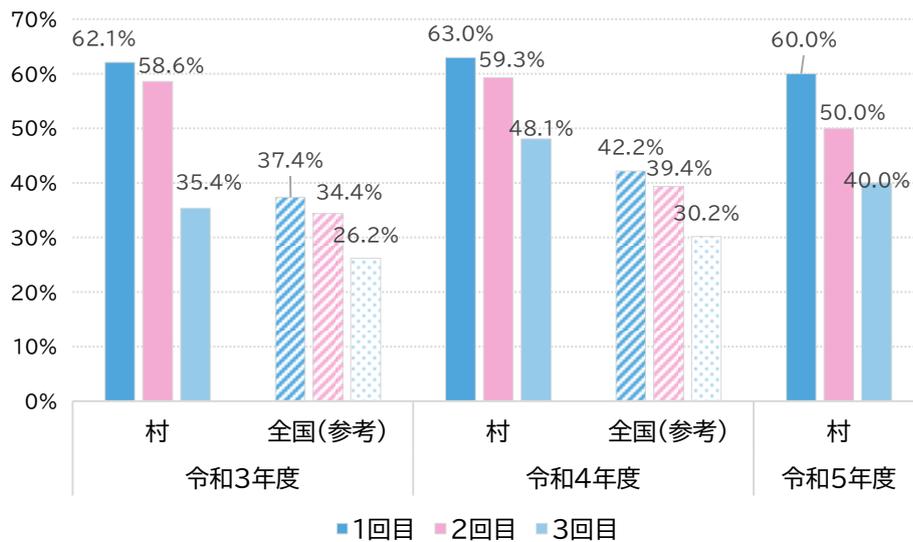
MRワクチンの接種率はI期・II期ともに県よりも高くなっており、令和5年度は100%に達しています。麻しんや風しんは罹患すると重篤な状況を引き起こすことがあるため、引き続き、高い接種率を維持していく必要があります。



資料：地域保健・健康増進事業報告

⑤ HPVワクチン実施率

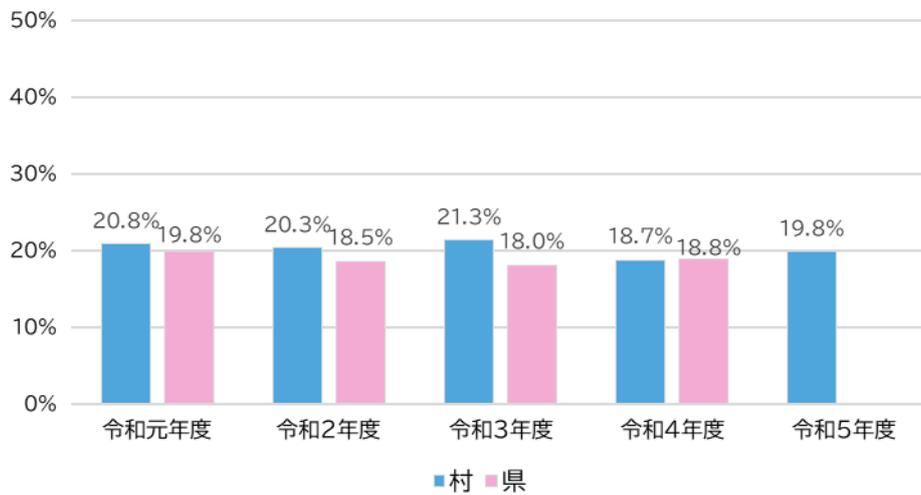
HPVワクチンは、子宮頸がんの予防につながることから接種が推奨されているワクチンで、令和3年度より積極的な接種の呼びかけ(積極勧奨)が再開されました。全国(参考値)と比較すると実施率が高くなっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

⑥ 子宮頸がん検診受診率

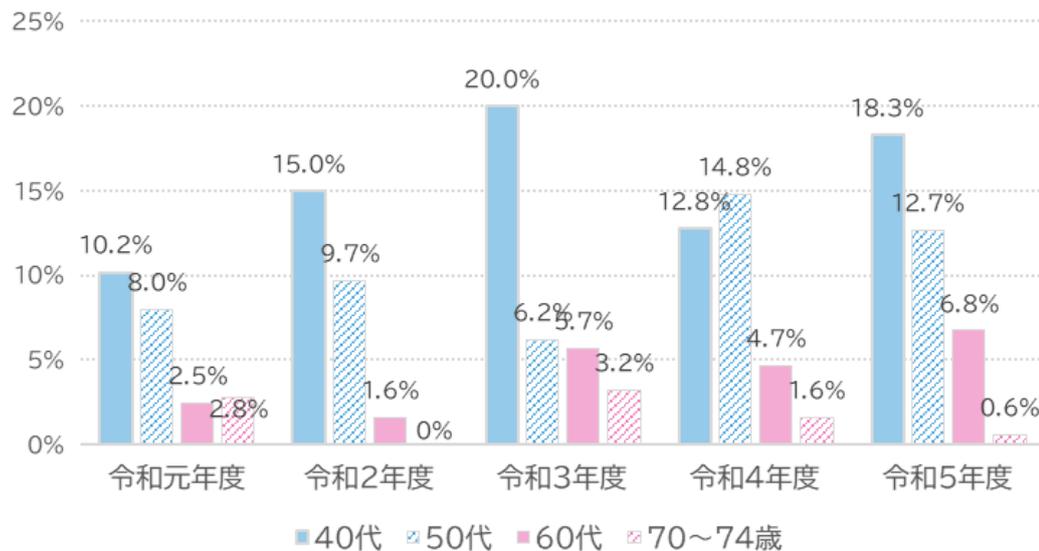
女性特有のがんの一つである子宮頸がん検診の受診率は、県よりもやや高くなっていますが、20%前後となっており、低い状況が続いています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

⑦ 女性の喫煙率

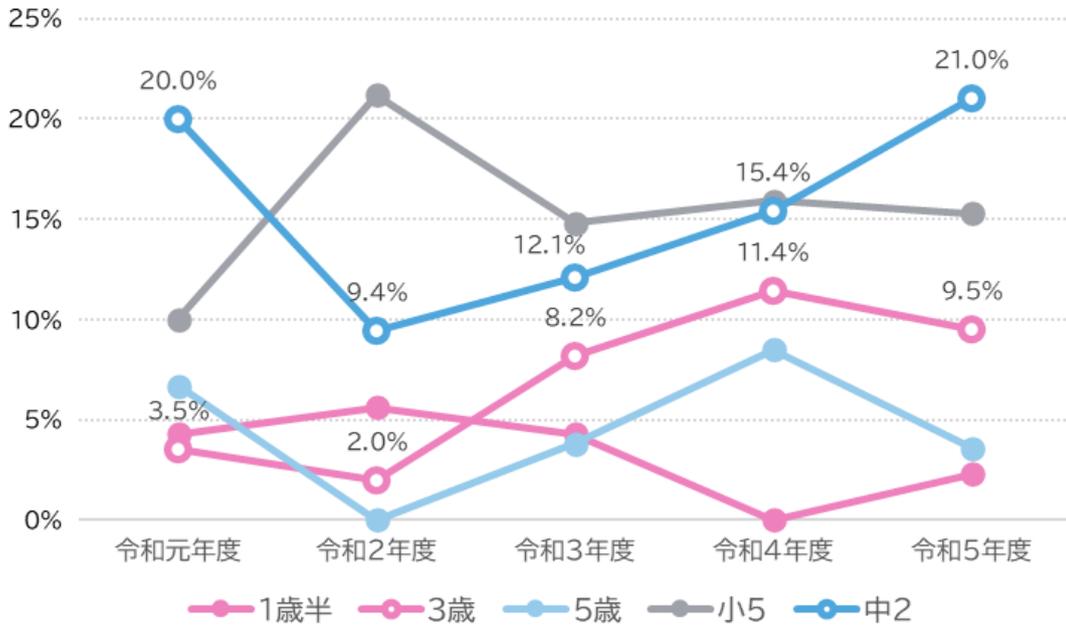
40～74歳の女性の喫煙率を見ると、40代の喫煙率が高く、若いころから喫煙習慣がある女性が多いことが伺えます。



資料：KDB(国保データベース)システム

⑧ 子どもの肥満度

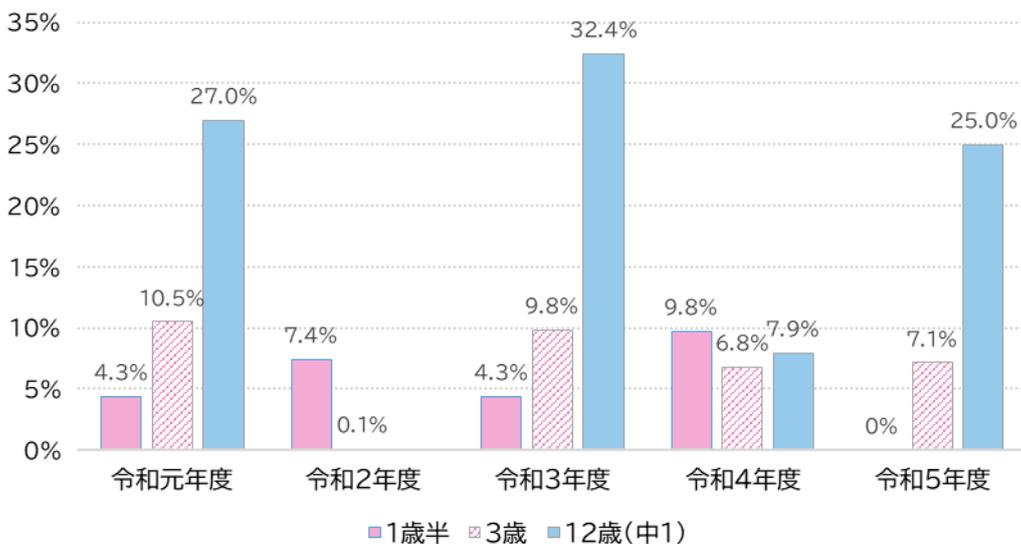
各年代の子どもの肥満度(肥満度20%以上の子)を見ると、3歳児と中学2年生が上昇傾向です。小児期の肥満は内臓機能に負担をかけるため、将来の生活習慣病等を予防するためにも、子ども頃から適正体重を維持する必要があります。



資料:乳幼児健診、小児生活習慣病予防健診

⑨ むし歯率

子どものう歯(むし歯)保有状況は、12歳になると4分の1以上がむし歯になることが伺えます。乳幼児期もむし歯を持つ子が一定数おり、永久歯に生え変わる前からの予防が必要です。



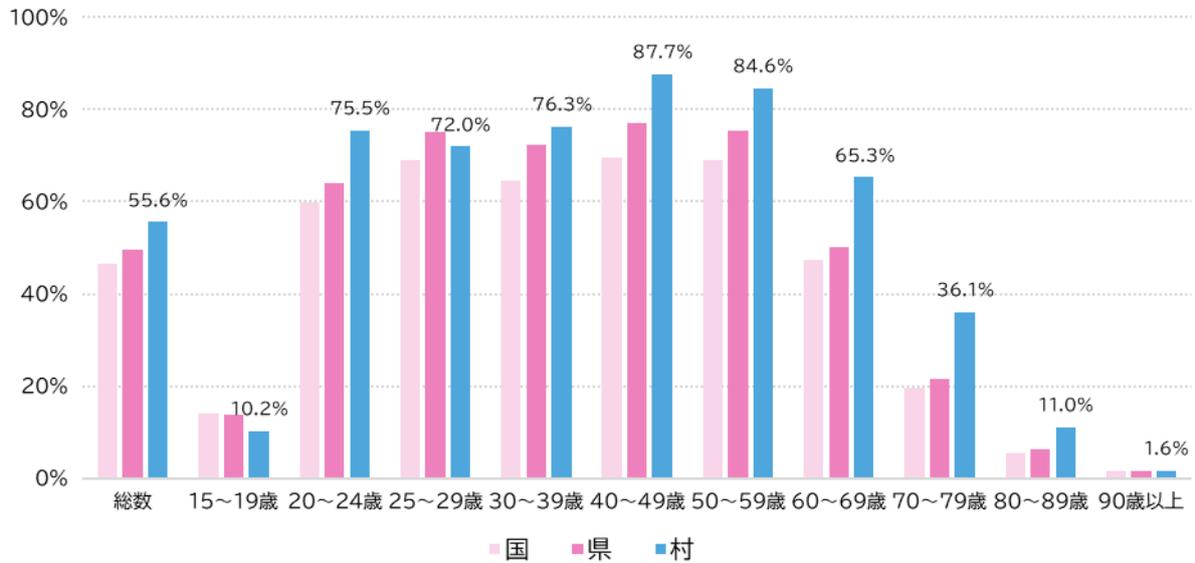
資料:母子保健報告、学校歯科保健調査

(3) 子育て環境の状況

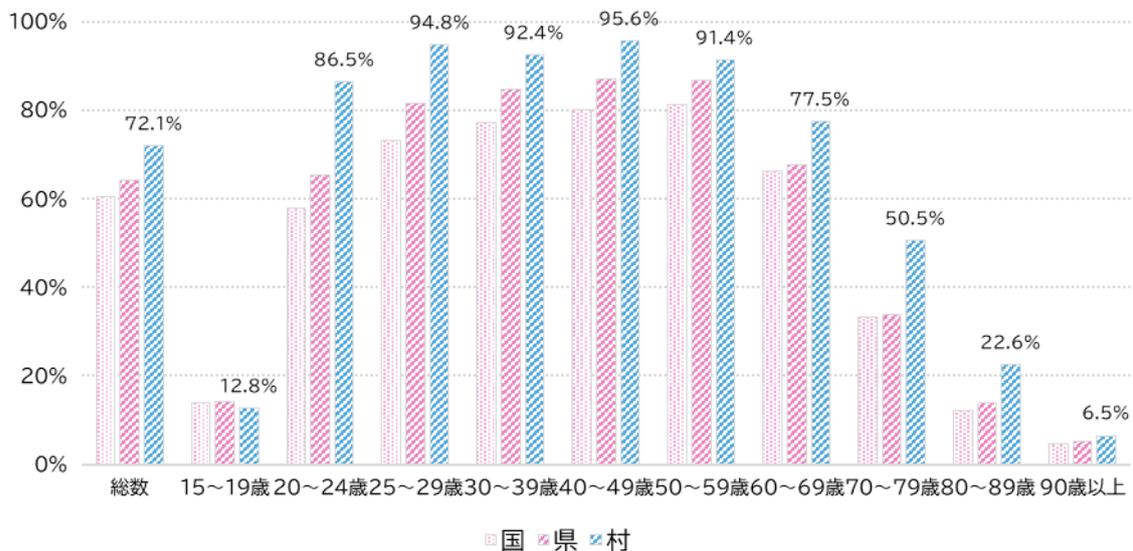
① 就業率

村の女性の就業率は、国や県と比較して高くなっています。特に 60 歳以降の就業率が高く、元気に働き続けることができる女性が多いことがわかります。男性も国や県よりも高くなっています。

■女性



■男性



資料：国勢調査

② 園児・児童・生徒の数

幼稚園園児数及び小学校児童数は減少傾向ですが、中学校生徒数は平成 30 年度以降、概ね横這いです。



資料：学校基本調査

③ 待機児童数

待機児童数は0人で推移していましたが、令和6年度は10人となり、保育園の利用ニーズに早急に対応する必要があります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数(人)	0	0	0	0	0	10

④ 一時保育の利用状況

一時保育（幼稚園型を除く）は、令和4年以降に急激に需要が増えています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間利用者数(人)	38	129	8	300	519

⑤ 学童保育の利用状況

学童保育の利用数は微増ですが、就労率や母親の就労希望等から潜在ニーズがあることが考えられます。他の放課後支援事業とも連携し、安心して子どもたちが過ごせる場を確保する必要があります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録数(人) ※5/1 現在	40	52	47	58	54	60

2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや本村の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和6年9月5日～令和6年9月20日

(3) 調査対象者

当村在住の未就学児童の保護者の方の296名、小学生児童の保護者の方325名を対象に、調査を実施しました。

(4) 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
未就学児童	296件	220件	74.3%
小学生	325件	304件	93.5%

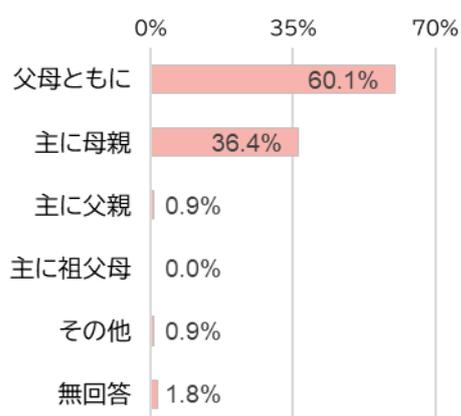
(5) 調査結果の概要

① 子育てを主に行っている方〈単数回答〉

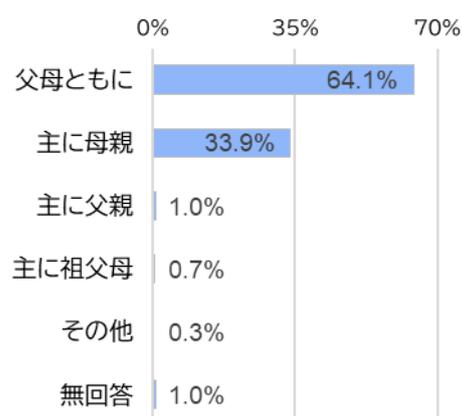
子育てを主に行っている方は、就学前児童、小学生とも「父母ともに」が約6割で最も多く、次いで「主に母親」となっています。

就学前児童よりも小学生のほうが、「父母ともに」の割合がやや多くなっています。

■就学前児童(N=228)



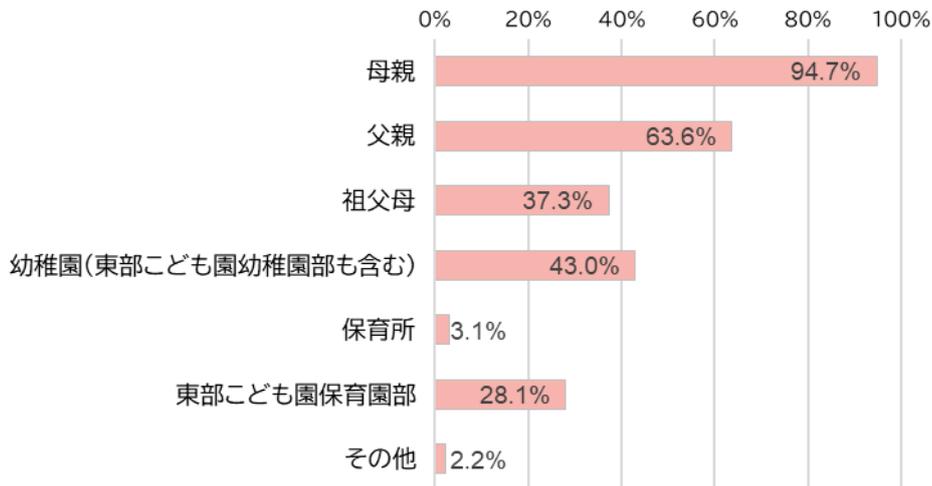
■小学生(N=304)



② 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(複数回答)

子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(就学前児童)は、「母親」が最も多く、次いで「父親」、「幼稚園(東部こども園幼稚園部も含む)」となっています。前回調査よりも「祖父母」が 6.7 ポイント減少し、「東部こども園保育園部」が7ポイント増えています。

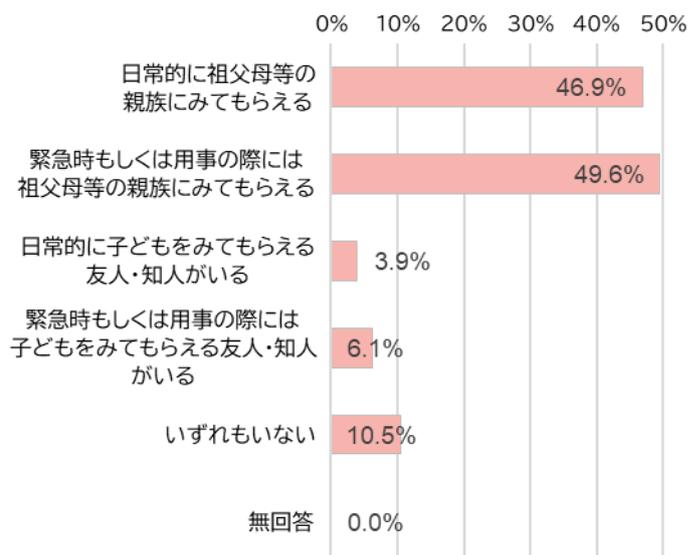
■就学前児童(N=228)



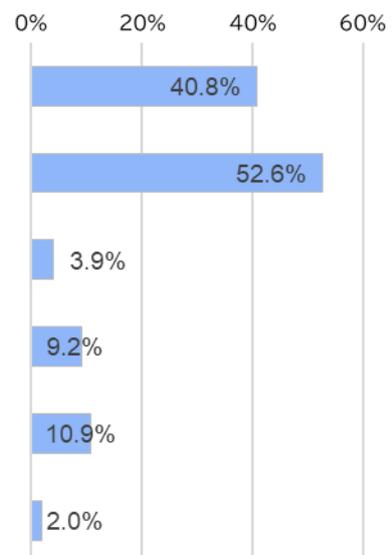
③ 日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

日ごろ子どもをみてもらえる人は、小学生では「日常的に親族にみてもらえる」割合が減少しています。「いずれもない」割合は、就学前、小学生ともに約 1 割となっています。

■就学前児童(N=228)



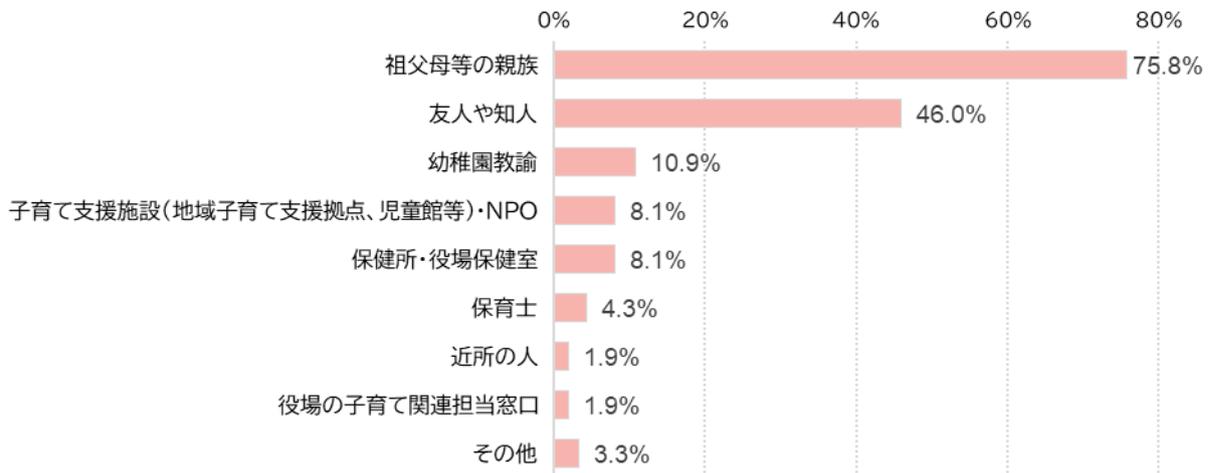
■小学生(N=304)



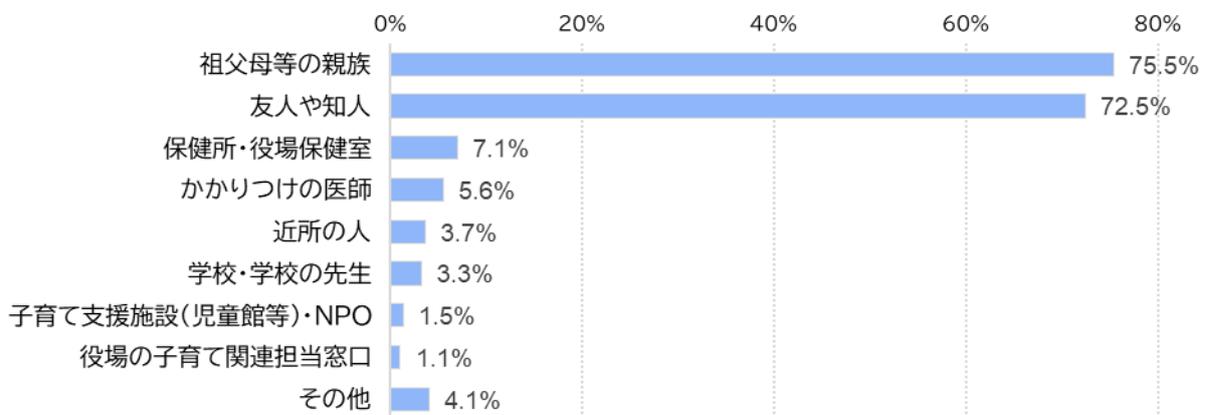
④ 子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先の有無<単数回答>

悩みや不安を相談する相手について、「いる/ある」は、就学前児童は 92.5%で、小学生は 88.5%です。相談できる相手はいずれも「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」となっていますが、小学生は「友人や知人」の占める割合が高くなっています。

■就学前児童(N=212)



■小学生(N=269)

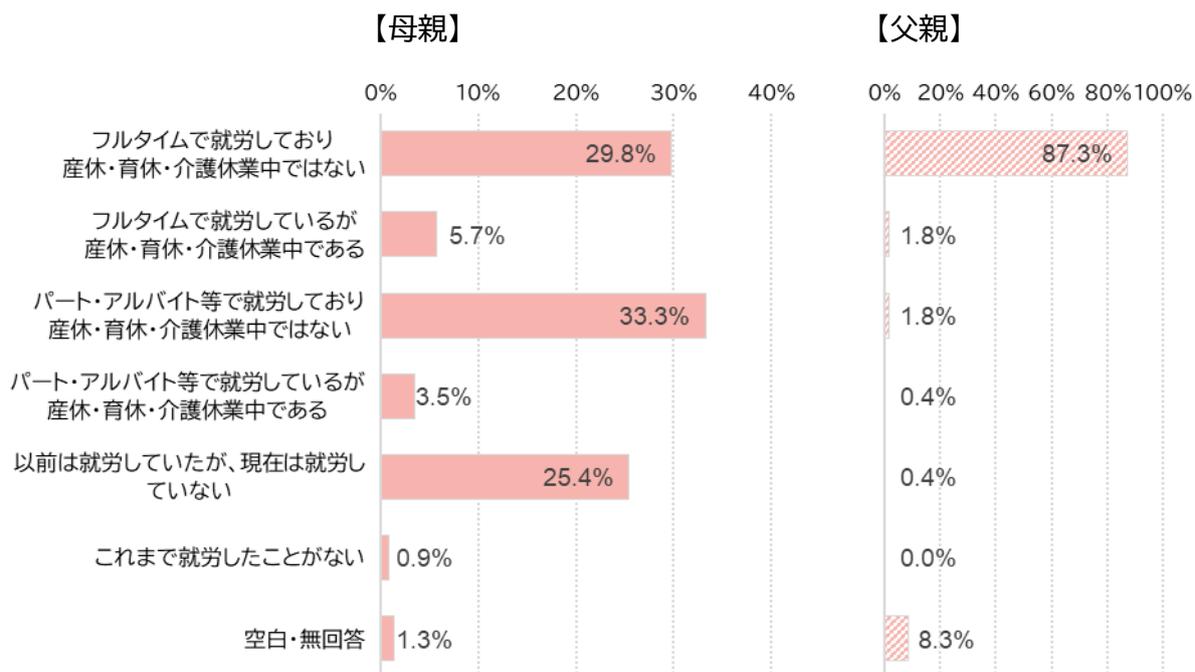


⑤ 保護者の就労状況<単数回答>

就学前児童の保護者の就労状況は、母親では「パート・アルバイト等[※]で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、次いで「フルタイム[※]で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。前回調査では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多くなっていたことから、母親の就労状況が変化していることがうかがえます。父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

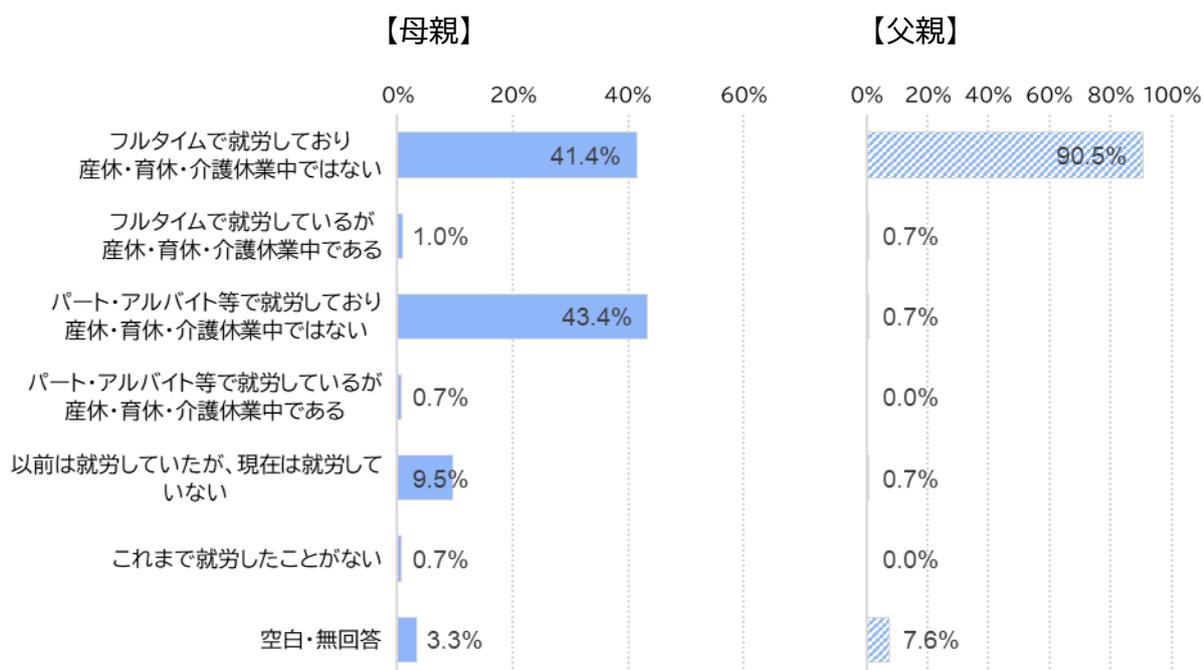
※フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労で、パート・アルバイト等はフルタイム以外の就労を指す。

■就学前児童(N=228)



小学生の保護者の就労状況は、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。前回調査では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は14.6%でしたが、今回調査では9.5%となっています。父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

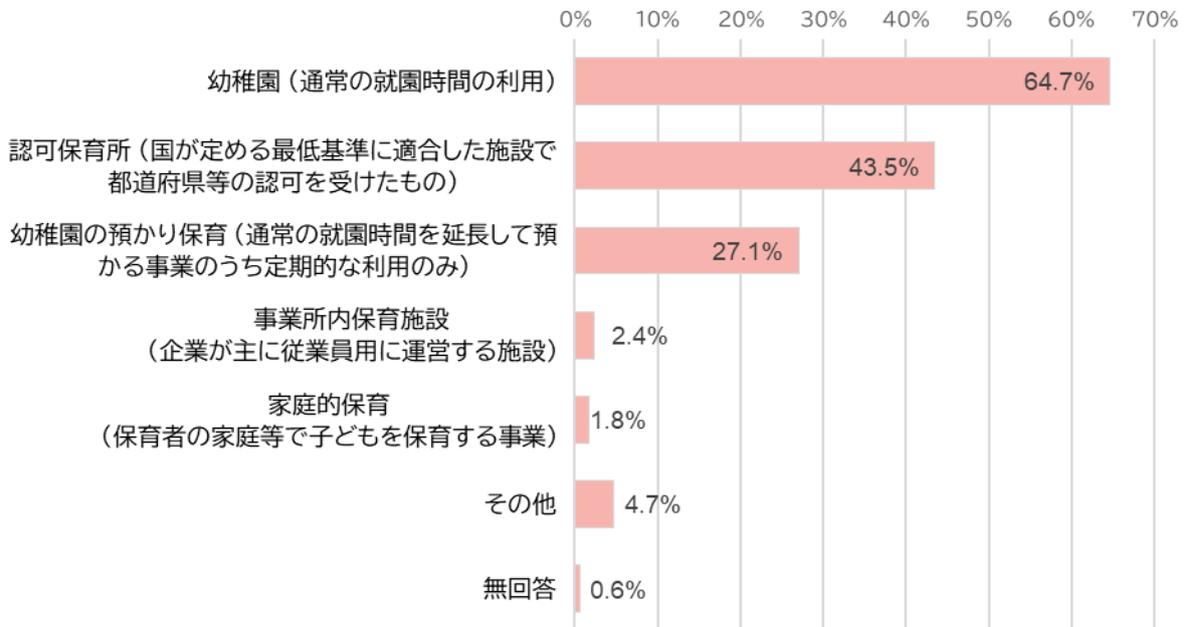
■小学生(N=304)



⑥ 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況〈複数回答〉

定期的な教育・保育の事業を利用している割合は 74.6%で前回調査(67.1%)よりも 7.5 ポイント増えています。平日に利用している事業は、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が最も多く、次いで認可保育所となっています。

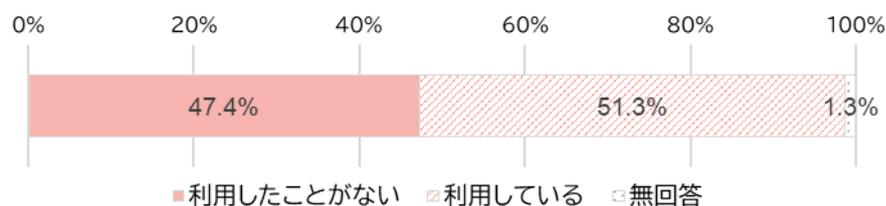
■就学前児童(N=170)



⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用状況〈単数回答〉

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、村外も含め利用したことがない方が 47.4%でした。一方、「利用していないが、今後利用したい」と考えている方は 41 人おり、利用したことがない方の約4割に利用希望があります。

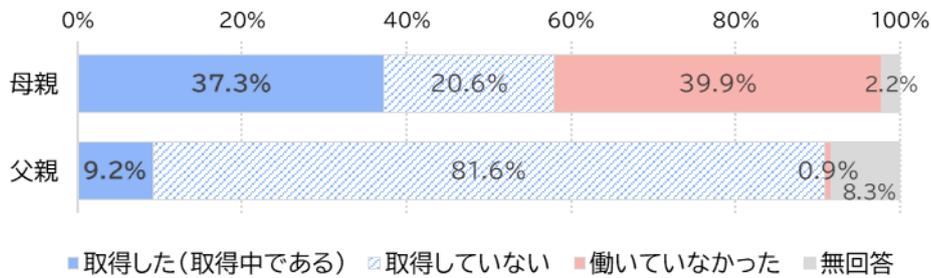
■就学前児童(N=228)



⑧ 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況<単数回答>

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況は、母親と父親では差があるものの、前回調査(前回 0.7%)と比較して父親の取得率は 8.5 ポイント増えています。

■就学前児童(N=228)

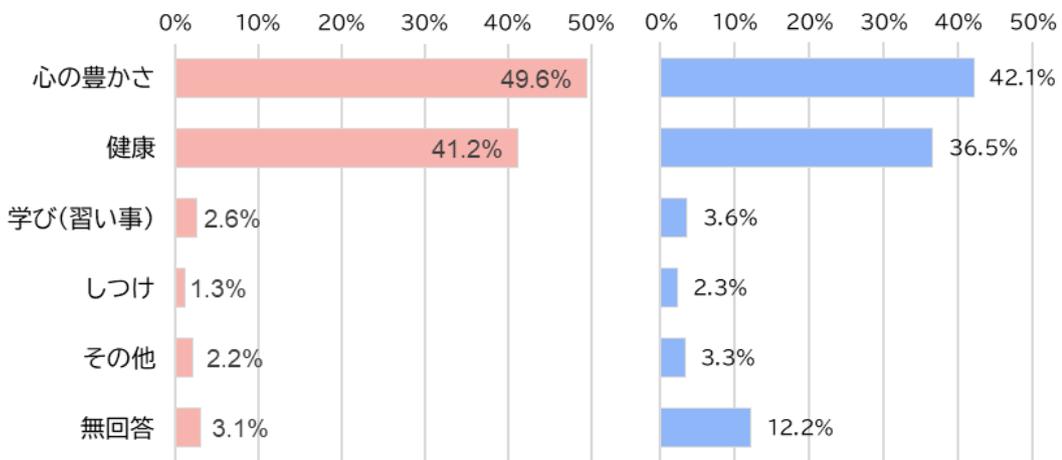


⑨ 子育てで重点を置いていること<単数回答>

子育てで重点を置いていることは、いずれも「心の豊かさ」が最も多く、次いで「健康」となっています。

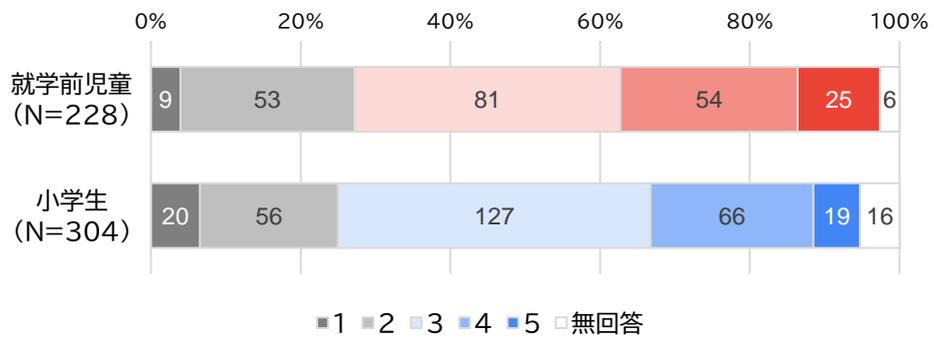
■就学前児童(N=228)

■小学生(N=304)



⑩ 子育て支援施策の満足度〈単数回答〉

子育て支援施策の満足度を5段階で評価してもらったと、3が最も多くなっています。平均値で見ると、就学前児童のほうがやや高くなっています。



	未就学児童	小学生
平均値	3.15	3.03

3 第二期計画の進捗状況および評価

(1) 教育・保育の提供体制の確保

令和4年度中間見直し時において、実績値が当初計画値を10%上回ったことから量の見直しを見直しました。出生率の増減、共働き世帯の増加による保育所の利用を希望する保護者の増加、移住者の増加等により当初の見込み値を上回ったものと推測されます。

■1号認定者数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	107	98	104	110	100
実績		112	91	100	102	—

■2号認定者数(標準)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	68	64	68	64	61
実績		51	62	54	53	—

■3号認定者数

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	見込み	人	3	4	4	6	6
	実績		5	4	6	12	—
1・2歳	見込み		29	27	23	23	30
	実績		34	36	19	18	—

※認定区分について

区分	内容	提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む:教育ニーズ) ※「保育標準時間」認定:最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間) ※「保育短時間」認定:最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間) ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48～64時間の範囲で、市町村が定める	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(2) 子ども・子育て支援事業の確保

令和4年中間見直し時において、実数値が当初計画値と乖離している事業があったため見直しを行いました。見直しを行った事業は、一時預かり事業、養育支援訪問事業。また新規事業として子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)を追加しました。

■利用者支援事業(母子保健型、家庭センター型)

設置か所数	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(A)	ヶ所	1	1	1	1	1
実績(B)		1	1	1	1	1
B-A		-	-	-	-	-

■地域子育て支援拠点事業

令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルスの影響で利用者数が減少しました。その間はオンラインで手遊びなどの動画配信等を行いました。

利用人数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(A)	人回/月	583	604	625	645	666
実績(B)		431	383	320	666	-
B-A		▲152	▲221	▲305	21	-

■妊婦健診

利用人数(延回数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(A)	人回/年	840	840	800	800	700
実績(B)		426	403	545	369	-
B-A		▲414	▲437	▲255	▲431	-

■乳児家庭全戸訪問事業

利用人数(実人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(A)	人/年	65	60	55	50	50
実績(B)		43	46	43	36	-
B-A		▲22	▲14	▲12	▲14	-

■養育支援訪問事業

養育の支援が必要な家庭が増加傾向にあるため令和4年度に確保数を見直しましたが、令和5年度はそれを超える利用がありました。

利用人数(実人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保数(A)	人/年	3	3	3	5	5
実績(B)		3	6	7	10	-
B-A		0	3	4	5	-

■一時預かり事業

幼稚園型では新型コロナの影響により臨時休園や登園自粛が生じたことにより利用者数は減少しました。幼稚園以外は保育所を利用する保護者が増加したことにより、一時預かり事業を利用する保護者が減少したこと等により当初計画値を大幅に下回りました。

利用者数(延人数)		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	確保数	人日/年	2,400	2,236	2,400	2,331	2277
	実績		2,081	1,557	1,219	1,883	-
幼稚園以外	確保数		-	-	-	144	144
	実績		247	8	300	552	-

■子育て活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)【R5年新設】

利用者数(延人数)		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児	確保数	人日/年	-	-	-	7	10
	実績		-	-	-	33	-
就学児	確保数		-	-	-	3	5
	実績		-	-	-	0	-
実施か所数	確保数	か所数	-	-	-	1	1
	実績		-	-	-	1	1

■放課後児童クラブ

利用者数(実人数)		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	確保数	人/年	23	24	24	24	24
	実績		32	36	45	39	-
高学年	確保数		15	20	26	23	24
	実績		14	11	14	15	-

3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

目指す姿

未来を担う子どもたちを共に育て、共に育つむらづくり

すべての子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできる環境を整えることは、地域の未来を支える重要な基盤です。少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化が進んでいますが、子育てを家庭内だけで完結させることは困難となっており、地域全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みの構築が求められています。

国においても、「こども基本法」の施行や「こども大綱」の閣議決定により、子どもの最善の利益を最優先に考え、家庭のみならず社会全体で子どもを育む理念が示されました。本村においても、子どもの権利を尊重し、保護者が孤立することなく安心して子育てできる環境を整え、地域全体で子どもを育てる意識を醸成することが必要です。

本計画では、前期計画の理念「地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり」を継承しつつ、地域全体で子育て家庭を支える仕組みを強化し、子どもたちが地域社会に誇りと愛着を持ち、将来に希望を抱ける環境づくりを進めていきます。

2 目指す姿の実現に向けて大切にしたい5つの視点

目指す姿の実現に向けて、本計画の取組を進めるにあたり大切にしたい視点は以下の通りです。

< 5つの視点 >

1. **子どもの最善の利益を尊重する視点**
子どもを一人の人格として尊重し、意見表明や社会参画の機会を確保します。
2. **親となる準備を支援する視点**
次世代を担う子どもたちが、親となる心構えを育めるよう支援します。
3. **すべての子どもと家庭を支える視点**
孤立を防ぎ、子育て家庭が安心して支援を受けられる環境を整えます。
4. **社会全体で支える視点**
行政、地域、企業などが協力し、社会全体で子育てを支援します。
5. **仕事と生活の調和を図る視点**
男女が協力して子育てできる環境を整え、仕事と家庭の両立を支援します。

3 計画の体系図



4章 基本方針に基づく施策の推進

4つの基本方針、17の基本施策に基づき、体系的に取り組みを進めます。

基本方針

1

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくり

少子化が進行する中、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要です。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備し、親と子の心身の健康づくりをサポートすることが求められています。また、発達支援体制の強化により、発達に課題を抱える子どもを早期に支援できる体制を確立します。さらに、多様な保育・教育サービスを提供することで、家庭の状況に合わせた柔軟な支援を行います。これらの施策を通じて、子育ての負担を軽減し、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。

01

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の整備

産前産後ケアの強化、保護者への育児支援サービスの充実に努めます。

02

親と子の心身の健康づくりの支援

子育て中の保護者の心のケアやリフレッシュ支援、子どもの健康診査や相談機能の充実に努めます。

03

発達支援体制の強化

発達障害、発育不全等の早期発見・早期対応のために、支援機関との連携強化に努めます。

04

多様な保育・教育サービスの提供

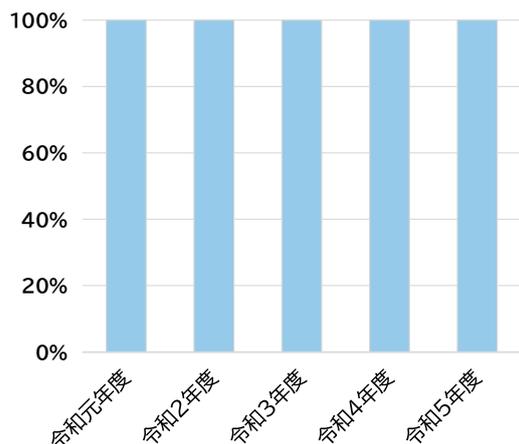
保護者のニーズに応じた保育施設・サービスの選択肢の拡充に努めます。

基本方針1の関連データと保護者ニーズの状況

基本方針1の関連データと保護者のニーズの状況

■ 妊婦健診未受診者の把握

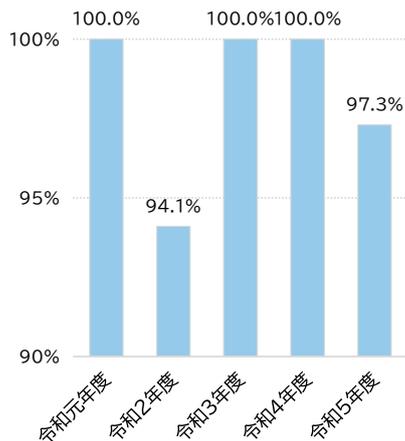
妊婦の健康確保と安全な出産を支援するための妊婦健診未受診者の把握は、毎年100%達成しています。



資料:健康福祉課保健係集計資料

■ 全戸訪問実施状況

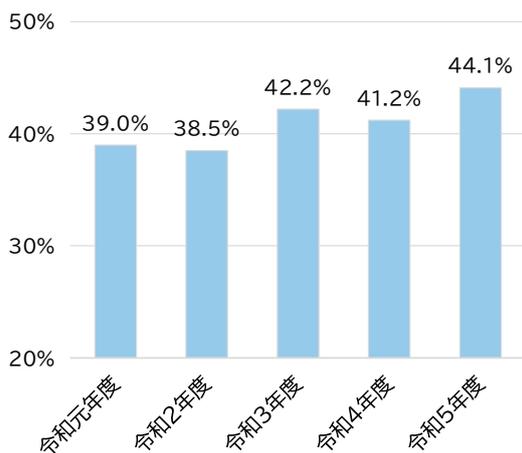
乳幼児の全戸訪問の実施率(各年度の実施数/出生数から算出)は、平均すると100%を達成しています。



資料:婦恋村統計白書、子ども・子育て支援事業計画資料

■ 産後ケア利用率

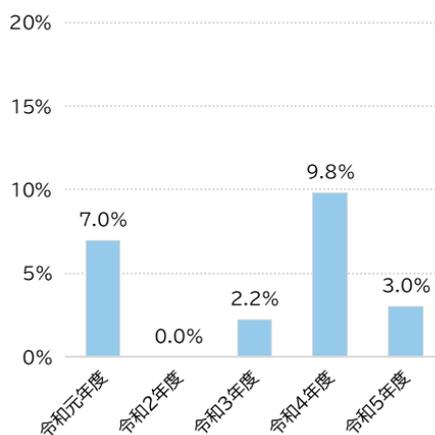
産後ケアの利用率(利用者数/年度内に出産した人から算出)は、増加傾向です。より多くの産婦が安心して利用できるよう、引き続き工夫が必要



資料:健康福祉課保健係集計資料

■ 産後うつハイリスク者の割合

概ね産後1カ月のEPDS※で、産後うつのリスクが高いと判定される割合は、年度によってばらつきはありますが、一定数リスクのある方がいます。



※EPDS:エジンバラ産後うつ質問票



■ 乳幼児健診受診率と未受診者の把握

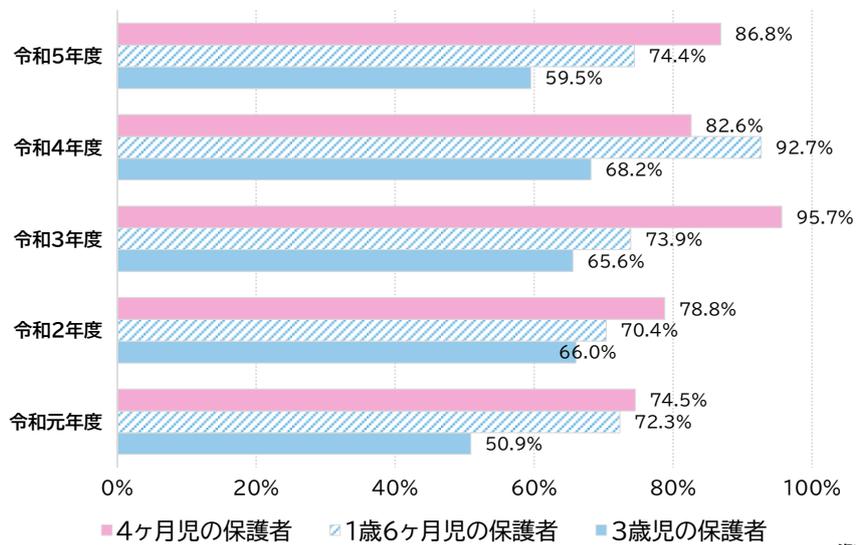
各乳幼児健診の受診率は高い水準を維持していますが、1歳6か月児健診については9割を下回ることがあり、令和5年度は87.8%となっています。なお、全ての健診未受診者について、毎年未受診の状況を把握しています。



資料: 健康福祉課保健係集計資料

■ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある割合

子どもの年齢が上がると、「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある」と回答する割合が下がる傾向です。



資料: 乳幼児健診問診票



■ (基本方針1)ニーズ調査で聞かれた保護者の声(抜粋)

就学前	一時保育、病児保育に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時に頼れる託児サービスがあると安心。 定員いっぱいでは利用できないことが多く、受入れの拡大が必要。
	保育サービスに関する事	<ul style="list-style-type: none"> 保育時間が短い。 保育所の待機児童をなくしてほしい。 2人目、3人目の育休/産休中の保育サポートの充実。 長年要望しているが、西部にも保育所を作ってほしい。
小学生	発達支援等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害への理解が不十分だと感じる。 児童発達支援や放課後デイサービスを村内に整備してほしい。
	医療や福祉に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 病気のときにすぐ受診できる体制を整えてほしい。 病院・医療機関の情報をもっと分かりやすく提供してほしい。

基本方針 1 の評価指標と目標値

【基本方針1】の評価指標と目標値

指標		現状値	目標値	関連分野	資料元
低出生体重児の割合		5.6 (令和5年)	減少	成育	群馬県人口動態調査
MR(麻しん・風しんワクチン)接種率	第2期	100%	100%	成育	地域保健・健康増進事業報告
妊婦健診	未受診把握率	100%	100%	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
産後ケア利用率		44.1%	増加	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
子どものかかりつけ医の有無	12か月	63.2%	増加	成育	12ヶ月、3歳児健診時アンケート
	3歳	57.1%	増加		
全戸訪問実施率(直近3年平均)		93.6%	増加	子育て	嬭恋村統計白書、子ども・子育て支援事業支援計画資料
乳幼児健診	1.6歳健診受診率	87.8%	100%	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
	未受診把握率	100%	100%		健康福祉課保健係集計資料
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	3歳	59.5%	75%	成育	乳幼児健診問診票
産後うつハイリスク者の割合		3.0%	減少	成育	概ね産後1カ月のEPDS

基本方針 1 の基本施策と施策の推進に向けた各課の取組

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の整備

妊娠期から子育て期まで一貫した支援を提供するため、産前産後ケアの強化を図ります。妊娠中からの相談支援を充実させるとともに、産後の母子への訪問支援や育児不安の軽減を目的としたサービスを拡充します。さらに、保護者が安心して育児に取り組めるよう、育児支援の充実を図り、地域と連携した支援体制を整備します。

■基本方針の施策に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
母子健康手帳交付 (妊婦面接相談)	妊娠届時に、母子健康手帳及び受診券(妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査)の交付、母子保健事業の紹介、その他情報提供を行います。また、アンケート、フェイスシート、アセスメントシートをもとに妊婦の全体像の把握と保健師による相談を行います。	健康福祉課
初回産科受診料助成	妊娠に関する経済的負担を軽減するため、初回産科受診に係る費用及び医療機関が必要とした場合の超音波検査の費用の一部を助成します。	健康福祉課
マタニティクラス (両親学級)	年3回、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。	健康福祉課
パパママクラス	妊娠期の夫婦を対象とし、夫婦 2 人で協力して取り組んでいくための知識の習得やきっかけづくりの場を提供します。	健康福祉課
マタニティサロン	妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートします。	健康福祉課
出産・子育て応援事業 (伴走型相談支援)	すべての妊産婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産育児に係る費用負担の軽減を行う「経済的支援」を一体的に行います。	健康福祉課
子育て支援金の支給	出産の日において、生まれた子の父または母が 6 か月以上孀恋に住所を有している方に出生祝い金を支給します。また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業時に新生活準備のためお祝い金を支給します。	健康福祉課
ぐーちょきパスポートの交付	子育て応援を目的に、県内の協賛店舗で活用できるパスポートを妊娠中の方にも配布しています。	健康福祉課
妊婦・産婦・新生児訪問	妊娠出産や育児の不安解消等を目的に、妊娠 28 週頃と新生児及び産婦に対し、助産師、保健師が訪問し、相談支援、発育や健康状態のチェック、母子保健事業の紹介等を実施します。	健康福祉課
ベビーサロン	出産後早期は不安や悩み等を抱えやすい時期であり、不安軽減のため、2か月児と保護者に対し、年 12 回、自己紹介、個別相談、ベビーマッサージの紹介、子育て支援シートを活用した現状把握を実施します。	健康福祉課
産後ケア	産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。	健康福祉課

具体的施策	施策内容	担当課
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠中又は出産後に、体調不良等のため家事や育児を行うことに支障がある世帯に産前産後ヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助します。	健康福祉課
乳幼児健診・相談事業	各月齢・年齢(2・4・7・10・12 か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、5歳)になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。	健康福祉課
健診・相談後フォロー事業	心理士による施設訪問(幼稚園・こども園、小中学校)や療育相談、ことばの相談(就学前)、からだの相談を行います。また必要に応じて、フォロー事業や相談機関等を紹介します。	健康福祉課
来所相談・家庭訪問	随時、来所または訪問による相談を行います。また必要に応じて、医療機関や他の相談機関等を紹介します。	健康福祉課
親子遊び	未就園児とその保護者に対し、にこにこ広場において、保育士等による親子遊び、読み聞かせ、育児相談など、就園前の親子に仲間づくり、情報交換の機会を提供します。	健康福祉課
ほめ方叱り方講座	年3クール、1クール3日間で、幼児の保護者を対象に育児不安・負担の軽減を目的とした「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」を実施します。	健康福祉課
福祉医療制度	高校卒業までの子どもの入院・通院に係る医療費を無料化します。	住民課
つまごい健康ダイヤル24	24時間、年中無休、通話料・相談料無料で健康・医療・介護・育児に関する相談にきめ細かくアドバイスする事業です。	住民課 健康福祉課
こども子育て支援センター	子育て支援センターは、地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行います。今期計画の中にこども家庭センターを開設し、母子保健分野と児童福祉分野の連携を図ります。	健康福祉課

(2) 親と子の心身の健康づくりの支援

妊娠期から思春期まで一貫した健康支援を推進し、子どもの健診や相談機能を充実させます。特に、食育を通じて正しい食習慣や生活習慣の定着を支援し、地域の食文化の継承にも取り組みます。さらに、保護者への情報提供や相談体制を強化し、子どもが健やかに成長できるよう支援を進めます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
母子健康手帳交付(妊婦面接相談) 【再掲】	妊娠届時に、母子健康手帳及び受診券(妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査)の交付、母子保健事業の紹介、その他情報提供を行います。また、アンケート、フェイスシート、アセスメントシートをもとに妊婦の全体像の把握と保健師による相談を行います。	健康福祉課
妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査・1ヶ月健診	県医師会、各病院との契約により実施しており、母子手帳交付時に妊婦健診14回分、産婦健診2回分、新生児聴覚検査1回分、1ヶ月健診1回分の受診券を交付します。	健康福祉課
妊婦・産婦・新生児訪問【再掲】	妊娠出産や育児の不安解消等を目的に、妊娠28週頃と新生児及び産婦に対し、助産師、保健師が訪問し、相談支援、発育や健康状態のチェック、母子保健事業の紹介等を実施します。	健康福祉課

具体的施策	施策内容	担当課
乳幼児健診・相談事業【再掲】	各月齢・年齢(2・4・7・10・12 か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、5歳)になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。	健康福祉課
小児生活習慣病予防健診	小学校5年生と中学校2年生を対象者に生活習慣病予防のための健診を実施し、児童、生徒、その保護者に個別結果説明、栄養相談、健康教育を実施します。	健康福祉課
定期予防接種事業	予防接種法に基づき、対象者に個別通知し、個別接種または集団接種により実施します。	健康福祉課
おたふくかぜ予防接種補助事業	おたふくかぜ感染予防のため、1歳から未就学児を対象に予防接種の費用を補助します。	健康福祉課
大人の風しん予防接種費用補助事業	妊婦が風しんにかかることで子どもに種々の障がいが発生する「先天性風しん症候群」の予防のため、妊婦の夫や、妊娠を希望している女性等を対象に、風しん予防接種の費用を一部補助します。	健康福祉課
むし歯予防教室	幼稚園・こども園で各クラス年1回、むし歯予防の実施と知識の普及を目的に、保健師によるむし歯予防についての話、歯みがき指導を実施します。	健康福祉課
フッ化物塗布・洗口	むし歯予防のため、1歳1～2か月児、1歳6～8ヶ月児、2歳0～1か月児、2歳7～8か月児、3歳0～2か月児に対してフッ化物塗布を実施し、小学校においてフッ化物洗口を実施します。	健康福祉課
乳幼児健診時における栄養相談	月1回、各月齢・年齢(4・7・10・12か月、4歳、5歳児)における栄養相談を実施します。また、隔月1回、2歳・2歳6か月、年4回1歳6ヶ月児・3歳児における栄養相談を実施します。	健康福祉課
こども園・幼稚園における食育教室	各幼稚園において、歳児ごとに食育教室を年1回実施します。	健康福祉課
おやこの料理教室	年1回、食生活改善推進協議会主催でおやこ料理教室を開催します。	健康福祉課
手作りおやつ推進事業	食生活改善推進員の支援により、月1回、幼稚園の保護者によるおやつ作りを開催します。また、保育園部、わくわくクラス参加者には、月1回、食生活改善推進員手作りのおやつの提供を行います。	健康福祉課
小学校における調理実習	小学校で希望する学年の親子行事として、食生活改善推進員と一緒に、バランスのとれた昼食や地場産の野菜を使ったおやつの調理実習を行います。	健康福祉課
中学校における調理実習	食生活改善推進員により、中学校において、地場産の食材を使い、けんちん汁・おきりこみ等の調理実習、バランスのとれたお弁当の調理実習を実施します。	健康福祉課
妊婦の栄養指導	マタニティクラス(両親学級)において、年3クールの食事調査、栄養指導及び調理実習を実施します。	健康福祉課

(3) 発達支援体制の強化

発達に不安のある子どもへの支援を充実させるため、早期発見・早期対応に向けた支援機関との連携を強化します。乳幼児健診や保育・教育現場での気づきを活かし、専門機関と連携した相談・支援体制を整備します。また、保護者への情報提供や支援の充実を図り、子どもの発達段階に応じた適切な支援を進めます。これにより、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
保健室による相談事業	発達に不安のある子どもについて、心理士や言語聴覚士による個別療育相談を行います。また、身体の動きと発達への不安について、理学療法士・作業療法士による相談事業を実施します。	健康福祉課
あがつま相談支援センター	臨床心理士や言語聴覚士による「子どもの心理相談」、「ことばとからだの相談室」、「ことばの教室」等を実施します。	健康福祉課
児童発達支援	療育の必要のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	健康福祉課
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	健康福祉課
乳幼児健診・相談事業【再掲】	各月齢・年齢(2・4・7・10・12 か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、5歳)になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。	健康福祉課
健診・相談後フォロー事業	心理士による施設訪問(幼稚園・こども園、小中学校)や療育相談、ことばの相談(就学前)、からだの相談を行います。また必要に応じて、フォロー事業や相談機関等を紹介します。	健康福祉課
来所相談・家庭訪問	随時、来所または訪問による相談を行います。また、必要に応じて、医療機関や他の相談機関等を紹介します。	健康福祉課
わくわくクラス	就園前に身体・社会性・生活習慣の基本的な部分を身に付けるため、次年度就園予定児を対象とした就園準備教室を実施します。	健康福祉課
マザー＆チャイルド	発達等に不安を抱えるお子さん、保護者を対象に、遊びをとおして早期に上手なかかわり方を学ぶ集団療育を実施します。	群馬県健康福祉課

(4) 多様な保育・教育サービスの提供

地域と子育て家庭のつながりを強化し、保護者が安心して子育てできる環境を整えます。子育て相談や情報提供、親子活動の支援を通じて、保護者同士の交流を促進し、不安やストレスの軽減を図ります。また、放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室の充実を進めるとともに、共働き家庭の増加に対応し、保育サービスの選択肢を広げ、誰もが利用しやすい子育て支援体制を整備します。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
放課後児童健全育成事業(学童保育)	就労等の理由により、保護者が昼間に不在の、小学校児童に対して、授業終了後、遊びや生活の場を提供することによって、健全育成を図ります。	教育委員会
一時預かり事業	週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合のほか、育児疲れ解消等のためにも利用できます。	教育委員会

具体的施策	施策内容	担当課
幼稚園預かり保育事業	幼稚園において、幼児教育に関する日常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行います。村では東部はこども園、西部は幼稚園として、2園で実施しています。	教育委員会
ファミリーサポートセンター事業	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。	健康福祉課
子育てサポートボランティア「ホット」	地域のボランティアグループが、子育て中の親子をサポートしています。	健康福祉課
放課後子ども教室推進事業	地域の多様な経験を持つ人材や豊かな社会資源を活かし体験活動の場を提供することによって豊かな心身を育み、児童の健全育成を図ります。	教育委員会
こども子育て支援センター事業【再掲】	妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごすことができるよう様々な悩みや相談に応じ、一人ひとりに寄り添い切れ目のない細やかな支援を行います。	健康福祉課
素敵に子育てイキイキ講座実施事業	子育て中の母親を支援し、同じ境遇の母親同士が交流を持てる場所を提供します。日頃の家事や子育てから少し離れて自分を磨くことで、母親がイキイキと過ごせるようになることを目的とし、講座を開設します。	教育委員会
子育て支援拠点事業 (にこにこ広場)	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。	健康福祉課
通常保育	保護者の仕事、または病気等により、家庭において保育することができない(保育に欠ける)児童に対し、子ども園での保育を実施します。	教育委員会
子育てガイドブック、ホームページによる情報発信	各種子育て支援サービス等について子育てガイドブックを作成し、情報提供を行います。また、子育て WEB サイトを構築し、より充実した子育て情報の発信を行います。	健康福祉課

基本方針

2

子どもの育ちの連続性を意識し、生きる力を育む地域づくり

少子化や地域の人口減少が進行する中で、子どもの育ちを支えるためには家庭や地域の教育力を向上させ、地域社会全体で子育てを支える体制を強化することが重要です。家庭や地域の教育力の向上には、親の教育力向上や地域での学び合いの場を増やす取り組みが必要です。また、保育・教育現場での子育て支援を充実させるためには、保育士や教員の専門的支援が欠かせません。さらに、地域特性を生かした多様な体験や交流活動を推進し、子どもたちの社会性や創造力を育むことが求められます。次世代の親の育成支援では、若い世代に対する育児支援や子育ての知識提供を強化し、子どもが健やかに育つ環境を作り出していきます。

01 家庭や地域の教育力の向上

地域や学校を通じた教育支援や保護者への学びの場の提供に取り組みます。

02 保育・教育現場での子育て支援

子どもが主体的に学び、成長できる教育環境を整備します。

03 地域特性を生かした多様な体験と交流活動の推進

地域の自然や文化に根ざした体験型の教育プログラム等の充実に努めます。

04 次世代の親の育成支援

未来の親に向けた教育とサポートを充実させます。

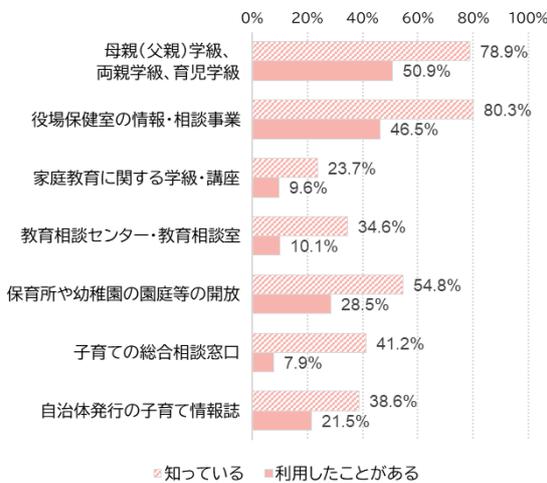
基本方針2の関連データと保護者ニーズの状況

基本方針2の関連データと保護者のニーズの状況

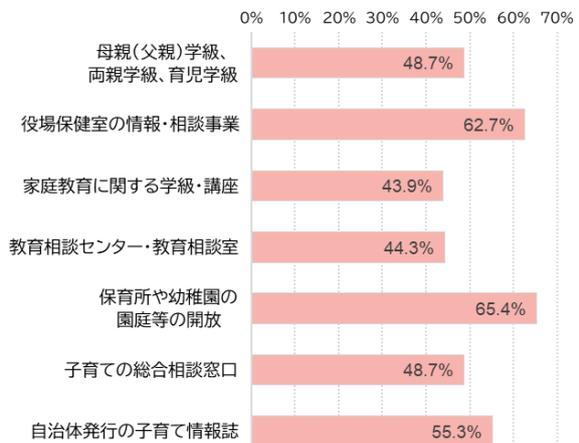
子育て支援事業の認知度と利用状況、利用意向（就学前児童N=228 複数回答）

子育て支援事業の認知度と利用状況は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」と「役場保健室の情報・相談事業」が高くなっています。「子育ての総合相談窓口」は、約4割が知っているものの、利用は7.9%と低くなっています。また、前回調査では「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の利用は43.3%でしたが、今回は28.3%と大幅に減少しています。子育て支援事業の利用意向は、「役場保健室の情報・相談事業」と「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が多くなっています。

【子育て支援事業の認知度と利用状況】



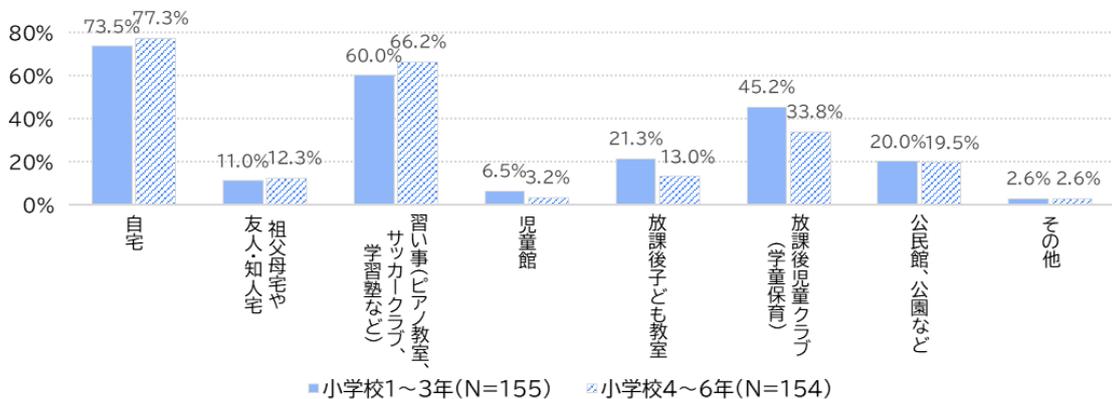
【子育て支援事業の利用意向】



資料:子ども子育てニーズ調査

放課後の過ごし方の希望

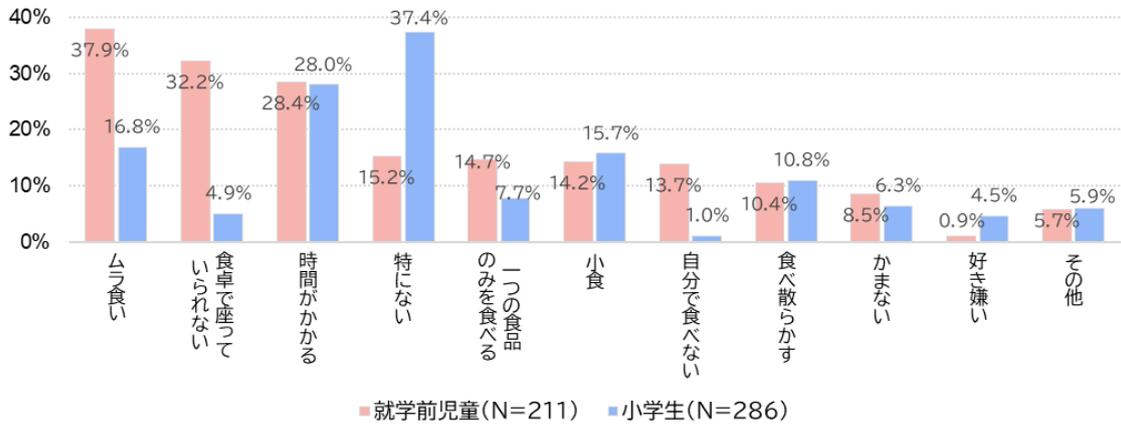
放課後の過ごし方の希望は「自宅」が最も多くなっており、次いで「習い事」となっています。放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用希望は低学年のほうが多くなっています。



資料:子ども子育てニーズ調査

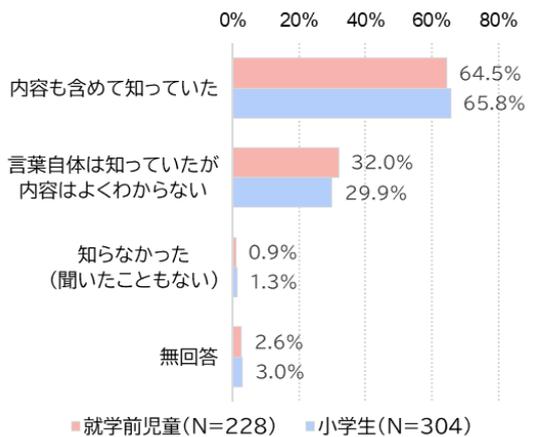
■ 子どもの食で困っていること(複数回答)

子どもの食に関して、就学前児童では「ムラ食い」や「食卓で座ってられない」が多くなっていますが、小学生になると解消し、「特にない」の割合が多くなっています。一方で、「時間がかかる」や「小食」、「食べ散らかす」等は変化が見られません。



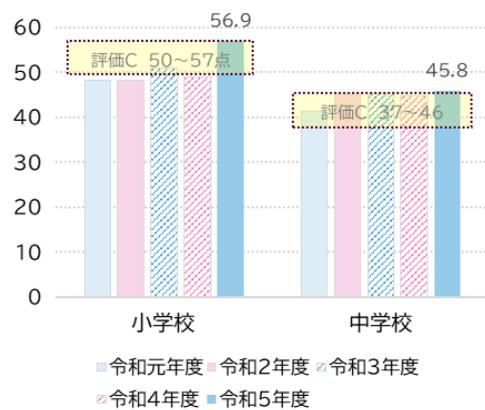
■ 食育の認知度

食育について内容も含めて知っている保護者は65%程度ですが、就学前児童と小学生で比較しても差異はありません。



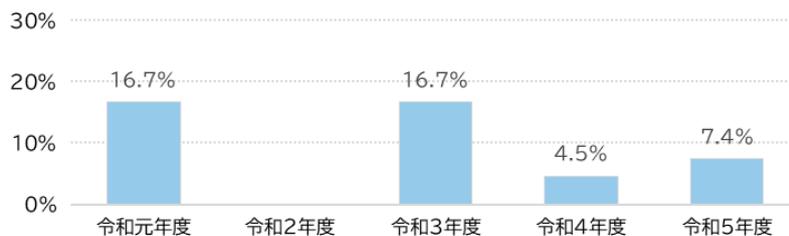
■ 小中学生の体力・運動能力

体力・運動能力の総合評価の平均を見ると、小学生は大幅に上昇しています。中学生は平均しても5段階評価の中央より上の方に位置しています。



■ 20~30代女性のやせの割合

若年女性のやせの割合は、令和4年に大幅に減少していますが、令和5年は若干増えています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、嬬恋村若年健診の実施がありませんでした。



■ (基本方針2)ニーズ調査で聞かれた保護者の声

就学前	習い事・遊び場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 習い事やクラブ活動の情報が不足している。 子どもたちが安心して遊べる場所がほしい。 良いことは良い、ダメなことは注意してくれる環境が大事
	教育環境の課題	<ul style="list-style-type: none"> どの園でも平等に教育が受けられるような環境になってほしい。
小学生	学習支援の充実に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 学童に学習・宿題サポートのボランティアがいると良い。 夏休み等の長期休暇中の学習支援があると良い。
	教育環境の課題	<ul style="list-style-type: none"> 東部も西部も同じような子育て環境を充足してほしい。 「男子だから」「女子だから」という固定観念をなくし、柔軟な対応してほしい。

基本方針2の評価指標と目標値

【基本方針2】の評価指標と目標値

指標		現状値	目標値	関連分野	資料元
保護者の食育の認知度	就学前	64.5%	80.0%	子育て 成育 貧困	ニーズ調査
	小学生	65.8%	80.0%		
小中学生の体力・運動能力の向上 (平均点)	小学生	48.9	向上	子育て	体力・運動能力総合評価
	中学生	44.8	向上		
子どもの肥満度	3歳	9.5%	減少	成育 貧困	3歳児検診
	5歳	3.6%	減少		5歳児相談
	小5	15.3%	減少		小児生活習慣病予防健診
	中2	21.0%	減少		
むし歯率	3歳	7.1%	減少	成育 貧困	母子保健報告
	中1	25.0%	減少		学校歯科保健調査
HPVワクチン接種率	3回目	8.5%	増加	成育	地域保健・健康増進事業報告
女性の喫煙率	40代	18.3%	減少	成育	KDBシステム
女性のやせの割合	20~30歳	7.4%	減少	成育	孺恋村若年健診
子宮頸がん検診受診率	20代	9.8%	増加	成育	地域保健・健康増進事業報告

基本方針2の基本施策と施策の推進に向けた各課の取組

(1) 家庭や地域の教育力の向上

地域や家庭の教育力を高め、子どもが生きる力を育む環境を整えます。また、マタニティクラス(両親学級)等を通じ、これから親となる方の意識を醸成します。さらに、公民館での親子教室や読み聞かせ、地域行事を推進し、家庭や地域での学びを支援します。さらに、広域連携による「にしあがつまふるさとキッズ」など、多様な体験の場を提供し、子どもの健やかな成長を支えています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
思春期講演会	中学校にて、性教育(3年生)、月経教育(3年生女子)、こころ・食育など各年毎のテーマ(全学年)の講演会を実施します。	健康福祉課
薬物乱用防止講演会	中学生を対象に、薬物のおそろしさ、薬物乱用によるからだやこころへの影響などをテーマに講演会を実施します。	健康福祉課
子ども育成会の振興事業	地域の行事への参加呼びかけなど、公民館長を中心にイベント等を実施します。	教育委員会
にしあがつまふるさとキッズ	ハイキング、ものづくり体験、日本の行事の継承活動など、吾妻郡西部3町村で企画し、父親の子育て参加を呼びかけ、親子の絆を深める活動を実施します。	教育委員会
読み聞かせ会	放課後子ども教室推進事業で、読み聞かせ会の実施を検討します。	教育委員会
マタニティクラス(両親学級)【再掲】	年3回(6月・10月・2月)、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。	健康福祉課
ブックスタート	乳児相談時におすすめの絵本を紹介し、絵本をプレゼントします。	教育委員会 健康福祉課

(2) 保育・教育現場での子育て支援

子どもが主体的に学び、成長できる環境を整えるため、家庭・地域・学校・行政が連携し、子育て支援を充実させます。本村では、国際理解教育や地域に根ざした学校づくりを推進し、体験活動を重視した学習を展開しています。子どもの社会性や自主性を育むとともに、命や人権を尊重する心の教育を充実させ、変化の激しい社会を生き抜く「生きる力」の育成に努めます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
おもしろ科学教室	公民館において、群馬県サイエンスインストラクター吾妻支部の協力を得て、毎年2回、おもしろ科学教室を開催します。	教育委員会

具体的施策	施策内容	担当課
にしががつまふるさとキッズ【再掲】	ハイキング、ものづくり体験、日本の行事の継承活動など、吾妻郡西部3町村で企画し、父親の子育て参加を呼びかけ、親子の絆を深める活動を実施します。	教育委員会
スポーツ少年団の育成と選手派遣費用の助成	団員の増加に努めるとともに、村大会として各種大会を開催します。	教育委員会
青少年育成功労者・善行者の表彰	青少年育成功労者・善行者に対し、表彰を行います。	教育委員会
総合的な学習の時間の支援	少人数学習クラスによる授業や、複数の教師等を通じて学習指導・支援を行うTT(ティーム・ティーチング)授業等を実施します。	教育委員会
マイタウンティーチャー・支援員	県教委で対応しきれない支援を必要とする児童・生徒に対し、きめ細やかな指導の充実を図ります。	教育委員会
海外教育交流事業	毎年、村全体で約10名の中学生をアメリカへ派遣します。	教育委員会
ALT招致事業	英語授業の充実を図るため、2名のALTを招致し、小学校・中学校で各1名ずつ配置します。	教育委員会
中学生職業体験事業	中学生のキャリア教育の一環として、地域の職場体験を行うことにより、地域産業を知り就労について学びます。	教育委員会
特色ある学校運営	地域活動に積極的に参加し、相互理解により地域との連携を深めます。	教育委員会
特色ある学習活動	地域活動への参加により地域を知り、さまざまな観点から学習活動に結びつけます。	教育委員会
子育て支援拠点事業(にここ広場)【再掲】	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。	健康福祉課

(3) 地域特性を生かした多様な体験と交流活動の推進

地域の豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然とふれあいながら成長できる体験型教育を推進します。家庭用ゲーム機やスマートフォンの普及により屋外遊びの機会が減少する中、自然の中で遊ぶことは心身の発育や地域への愛着形成に寄与します。今後も、自然体験活動の場の創出を検討し、子どもたちの健やかな成長と環境への理解促進に努めます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
過疎山村振興・地域振興業	高齢者や子どもが参加する地域の資源を活かした健康増進・介護予防のプログラムを立案・実施することで子どもが自然に触れる機会の創出・世代間の交流などを図ります。	未来創造課
子供パークレンジャー事業	環境省と連携し、小学生を対象に国立公園内で自然学習会、体験学習会を開催します。	交流推進課
出前授業	小・中学校・高等学校へ出向き地域学習、自然学習、体験学習をジオパーク推進協議会の運営委員で実施します。	交流推進課
火山学習	毎年中学1年生を対象に、火山・防災について学校での事前学習、フィールド学習(スカイロケットレイルコース)で登山学習の開催。	交流推進課

(4) 次世代の親の育成支援

次世代の親となる子どもたちに対し、子育てや家庭を持つ意識を高める機会を提供しています。中学生と幼稚園児との交流等を通じて、子どもとの関わり方を学ぶ機会を増やし、将来の子育てに備えることができるよう支援します。地域活動として、公民館での親子わくわく教室や、地域行事を通じた交流も進め、地域全体で次世代の親を育成していきます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
幼稚園児との交流事業	幼児に対する理解と関心を深めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにすることを目的とし、中学生(3学年)と園児とのふれあい体験を実施します。	教育委員会
思春期講演会	中学校にて、性教育(3年生)、月経教育(3年生女子)、こころ・食育など各年毎のテーマ(全学年)の講演会を実施します。	健康福祉課
薬物乱用防止講演会	中学生を対象に、薬物のおそろしさ、薬物乱用によるからだやこころへの影響などをテーマに講演会を実施します。	健康福祉課
両親学級【再掲】	年3回(6月・10月・2月)、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。	健康福祉課
子ども育成会の振興事業	地域の行事への参加呼びかけなど、公民館長を中心にイベント等を実施します。	教育委員会
にしあがつまふるさとキッズ	ハイキング、ものづくり体験、日本の行事の継承活動など、吾妻郡西部3町村で企画し、父親の子育て参加を呼びかけ、親子の絆を深める活動を実施します。	教育委員会
読み聞かせ会	放課後子ども教室推進事業で、読み聞かせ会の実施を検討します。	教育委員会

基本方針

3

困難な状況にある子どもや子育て家庭を守り・支える社会づくり

困難な状況にある子どもや子育て家庭を守り支える社会づくりを目指します。児童虐待防止対策を充実させるため、早期発見と関係機関の連携を強化します。また、ひとり親家庭への総合的支援として、生活支援や相談窓口の拡充を図ります。障がいのある子どもには、特別支援教育や福祉サービスの充実を進め、個別のニーズに応じた支援を行います。さらに、困難を抱える子ども・子育て家庭に対しては、相談支援や福祉サービスを一体的に提供し、社会的孤立の防止と自立支援を強化していきます。

01 児童虐待防止対策の充実

関係機関と連携した早期対応、予防啓発や教育や相談窓口の強化に努めます。

02 ひとり親家庭等へ総合的支援の推進

経済的支援や相談サービスの拡充と就業などの包括的な支援の推進します。

03 障がいのある子どもへの支援

障がい児支援サービスの強化とインクルーシブ教育の推進します。

04 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援

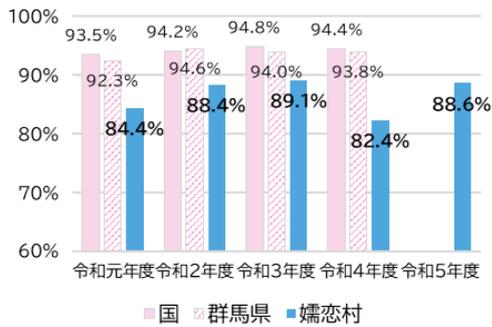
家庭の多様なニーズに応じたきめ細やかな支援活動の強化します。

基本方針3の関連データと保護者ニーズの状況

基本方針3の関連データと保護者のニーズの状況

■ 妊娠11週以内の妊娠届出率

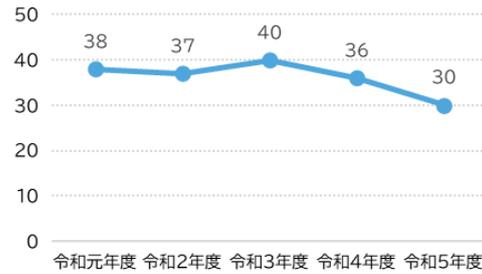
妊娠11週以内の妊娠届出率は国や県と比較して低くなっています。



資料：地域保健・健康増進事業法億

■ ひとり親世帯の数

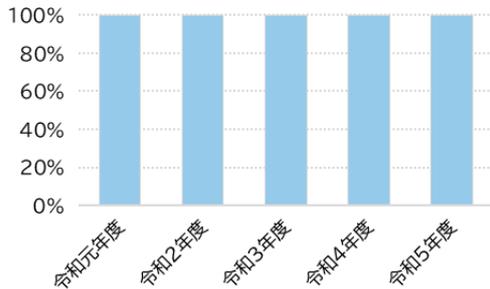
ひとり親世帯の数(児童扶養手当受給者数)は、世帯全体と同様に減少傾向です。すべての世帯が暮らしやすい地域づくりが求められます。



資料：決算認定資料

■ 専門職による妊婦面接

毎年、全ての妊婦に専門職による面接を行っています。



資料：健康福祉課保健係集計資料

■ 保育園・幼稚園の障害児・医ケア児受入状況

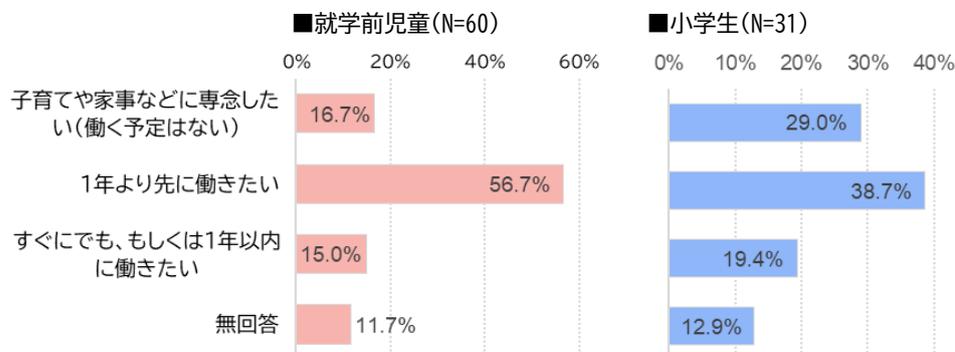
村内の保育園・幼稚園では、障害児の受け入れを行っています。これまでに医療的ケア児(日常的に医療的なケアが必要な子)の受け入れはありません。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児	2	3	3
医療的ケア児	0	0	0

資料：教育委員会集計資料

■ 現在就労していない母親の就労希望

現在就労していない母親の就労希望は、「1年より先に働きたい」が最も多くなっていますが、就学前児童の母親では56.7%となっているのに対し、小学生の母親では38.7%となっています。



資料：子ども子育てニーズ調査

■ (基本方針3)ニーズ調査で聞かれた保護者の声

就学前	ひとり親世帯等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 持病等があるシングルマザーが利用できる母子寮のような場所が近くにあると良い。 生活が苦しいと感じているが、保育園に預けられない。
	相談窓口等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 子育てについて色々相談できる所(子育てカフェのような)があるとよい。
小学生	障害のある子・家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ子を預ける施設が村内にないため、フルタイムで働けない。 学校の言葉教室や通級指導の充実が必要。
	ひとり親世帯等への支援	<ul style="list-style-type: none"> シングルマザー・ファザーには、預け先がなく困る。 学童の昼食提供をしてほしい(有料でも可)。

基本方針3の評価指標と目標値

【基本方針3】の評価指標と目標値

指標		現状値	目標値	関連分野	資料元
妊娠11週以内の妊娠届出率		88.6%	増加	成育	地域保健・健康増進事業報告
専門職による妊婦面接(訪問含む)実施率		100%	100%	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
保育園・幼稚園の障害児・医ケア児受入状況		3 (障害児)	ニーズに対応	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
妊婦健診	未受診把握率	100%	100%	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
乳幼児健診	1.6歳受診率	87.8%	100%	子育て 成育	健康福祉課保健係集計資料
	未受診把握率	100%	100%		健康福祉課保健係集計資料
この地域で子育てをしたいと思う親の割合		58.7%	増加	子育て 成育 貧困	乳幼児健診問診票

基本方針3の基本施策と施策の推進に向けた各課の取組

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止のため、関係機関と連携し、早期発見と迅速な対応を徹底しています。また、予防教育や相談窓口の強化により、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減し、支援体制を強化します。これにより、虐待を未然に防ぎ、子どもたちが安全で健やかに育成される社会づくりを進めています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
孀恋村要保護児童対策地域協議会	年1回、要保護児童対策地域会議を開催するとともに、月に1回実務者会議、必要に応じてケース検討会議を開催します。	健康福祉課
関係機関との連絡調整	緊急一時保護が必要な子どもがいた場合、北部児童相談所への速やかな連絡調整を図り対応します。	健康福祉課
児童虐待防止について周知啓発	児童虐待防止推進月間(11月)にあわせ、東部こども園、西部幼稚園、小・中学校を通じ保護者に対し「児童虐待」と「しつけ」の違いについてなどを掲載したパンフレットを配付すると共に、広報つまごいにも掲載し、児童虐待防止の周知を行います。	健康福祉課 教育委員会

(2) ひとり親家庭等へ総合的支援の推進

ひとり親家庭などに対し、経済的支援や医療費助成を提供しています。さらに、相談窓口や見守り体制を強化し、地域と連携して包括的な支援を推進します。これにより、家庭の状況にかかわらず、子どもたちが安心して生活し、必要な教育を受けられる環境を整え、家庭の自立を支援します。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
福祉医療費【再掲】	母子・父子家庭及び父母のない児童及び父母に対し、児童が18歳年度末になるまで医療費を助成します。	住民課
要保護・準要保護就学援助費	学用品購入費、修学旅行費等に対して補助を行います。	教育委員会
児童扶養手当の支給	母子・父子家庭の生活の安定と自立の促進を図るために支給される手当です。村が窓口となり群馬県へ書類の進達を行います。	健康福祉課
無料学習事業	児童扶養手当受給世帯の小・中学生に対し群馬県が実施している事業です。村が窓口となって群馬県に書類の進達を行います。	健康福祉課
奨学金の貸与	高校生、大学生に対し、無利子の奨学金を貸与しています。	教育委員会
村営住宅の入居	入居の申込みをした者の数が住宅の戸数を超えるときは、母子世帯等については選考により優先的に村営住宅への入居を決定します。	建設課

(3) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもとその家族に対して、健診時の相談や療育相談、専門機関との連携による継続的な支援を行っています。インクルーシブ教育を推進し、発達障がいの理解を深めるため、地域全体での理解促進にも努めています。障がいのある人とない人が共に地域で生活できるよう、「ノーマライゼーション」の理念を基に支援体制の強化を進めていきます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
児童発達支援 【再掲】	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などのほか、治療を行います。	健康福祉課
放課後等デイサービス 【再掲】	授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	健康福祉課
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	健康福祉課
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、療育の必要のある児童の集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	健康福祉課
相談支援の充実	発達のお気になるお子さんなど様々な悩みをあがつま相談センター等関係機関等と連携し相談支援の充実を図ります。	健康福祉課
公共施設等のバリアフリー化	障がいを持った方でも安心して利用できる公共施設の整備を目指します。	総務課

(4) 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援

困難を抱える子どもや子育て家庭に対し、家庭の多様なニーズに応じたきめ細やかな支援を強化しています。相談窓口の充実や福祉サービスの提供を通じて、経済的、心理的支援を行い、家庭の自立をサポートします。また、地域社会との連携を強化し、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを進めています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
相談窓口の充実	各種健診時やにこにこ広場、地域子育て相談機関等で気軽に、子育てや家族のことを相談できる体制を整備します。	健康福祉課
子育て世帯訪問支援事業	様々な課題を抱える子育て世帯の家庭に支援員を派遣し、家事支援・育児支援の充実を図り、安心して生活できる環境作りを推進します。	健康福祉課
適応支援相談員事業	不登校ぎみの児童・生徒の自宅を訪問し、登校できるよう相談・支援を行います。	教育委員会

基本方針

4

地域全体で子育て・子育てを支える地域づくり

地域全体で子育て・子育てを支える社会の実現を目指します。子育て支援者の育成とネットワーク構築を進め、地域全体での協力体制を強化します。安心して子育てができる環境を提供するため、子育て支援サービスの充実や施設の整備を推進します。また、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、放課後や休日に利用できる場所や活動を提供します。子どもの安全確保には、地域での見守り活動や交通安全教育を強化し、健全な育成を促進します。さらに、仕事と子育てが両立できる社会を築くために、育児休業制度の普及やワークライフバランスの支援を推進します。これらの取り組みを通じて、地域全体で子どもとその家庭を支える環境を作り上げます。

01

子育て支援者の育成とネットワークの構築

地域ボランティアや支援者の育成と支援ネットワークの強化を行います。

02

安心して子育てしやすい子育て環境づくりの推進

子ども連れや妊婦に配慮した、安心して使いやすい環境づくりを推進します。

03

子どもが安心して過ごせる居場所づくり

学校や地域での放課後の居場所や遊び場の充実に努めます。

04

子どもの安全確保と健全育成の推進

交通安全、防犯、非行防止や有害環境対策による安心して成長できる環境づくりを進めます。

05

多様性を尊重し、仕事と子育てが両立できる社会づくり

多様なライフスタイルや働き方の選択を支える社会的サポートの充実に努めます。

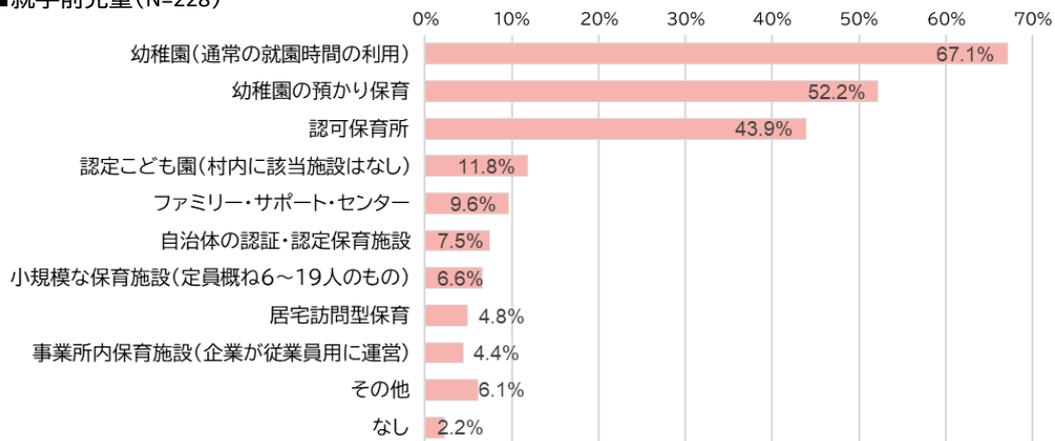
基本方針4の関連データと保護者ニーズの状況

基本目標4の関連データと保護者のニーズの状況

■ 定期的に利用したいと考える平日の教育・保育事業＜複数回答＞

現在、利用している、していないに関わらず利用したいと考える事業については、「幼稚園(通常の終園時間の利用)」が最も多く、次いで、「幼稚園の預かり保育」となっています。また、実際の利用状況とは異なり、認定こども園やファミリーサポートセンターの利用希望が1割程度あります。

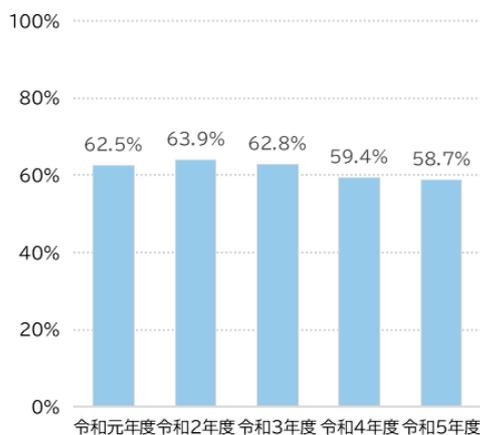
■ 就学前児童(N=228)



資料:子ども子育てニーズ調査

■ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

この地域で子育てをしたいと思う割合は、やや減少傾向です。なお、全国の平均は9割程度となっており、低い状況が続いています。

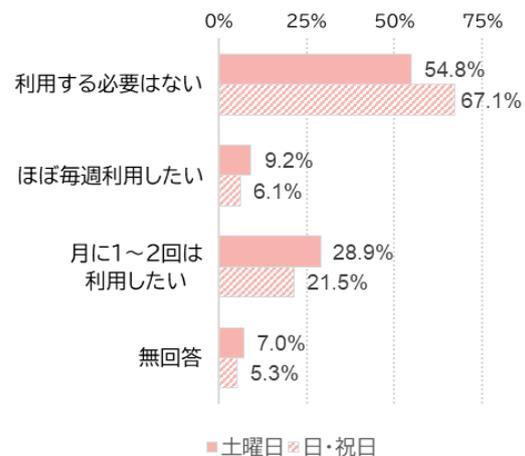


資料:乳幼児健診問診票

■ 土日祝の預かりの希望

土曜日と日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、いずれも「利用する必要はない」が多くなっています。

■ 就学前児童(N=228)



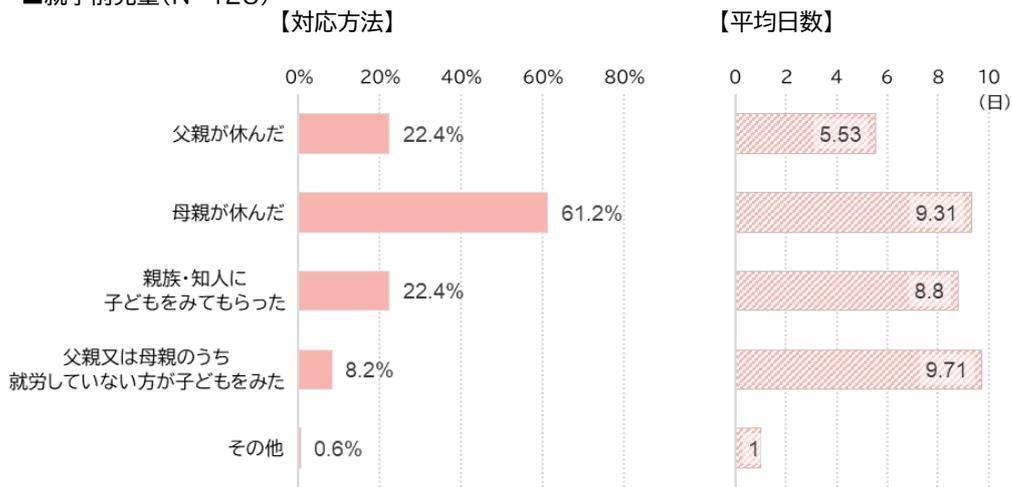
資料:子ども子育てニーズ調査

■ 子どもの病気やケガで教育・保育が利用できなかった時の対応

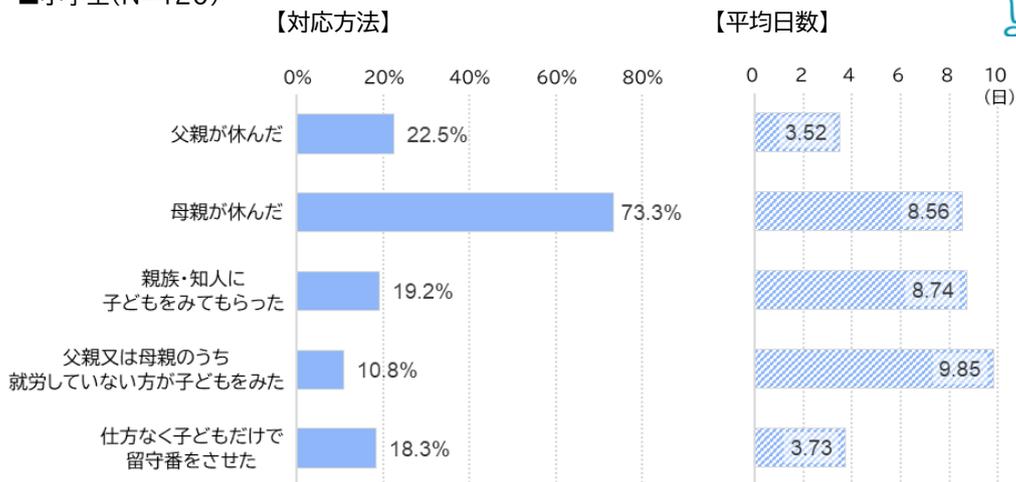
定期的な教育・保育を利用しており、子どもの病気やケガで利用できなかったことがあった方は、就学前児童で75.3%、小学生で35.9%となっています。対応方法は、就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」割合が最も高くなっています。

対応した平均日数は、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が最も長くなっていますが、「父親が休んだ」平均日数は小学生になると減少しています。

■ 就学前児童(N=128)



■ 小学生(N=120)



資料：子ども子育てニーズ調査

■ (基本方針4)ニーズ調査で聞かれた保護者の声

就学前	子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> • せっかく自然環境と子育て支援が整っているのに、人口減少がもったいない。 • 我が子たちが親になる頃に、孀恋村で子育てしたいと思える村であってほしい。
	仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> • 平日の行事(健診・予防接種)が多く、仕事との両立が難しい。 • 在宅ワークやリモートワークを考慮した制度を整えてほしい。 • ICT等を活用し、子育て支援の生産性を向上させてほしい。
小学生	子育て環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> • 学校が東部に集中し、西部の子育て環境が整っていない。 • 高校生の送迎支援(寮や一人暮らしをしなくても済むように) • 子育て支援策が大人目線で考えられている。 • 悩みを気軽に相談できる体制を整えてほしい。
	仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> • 送迎の負担が大きく、正社員として働くことが難しい。 • 農家などの早朝送迎の支援が欲しい • 長時間や夜間でも対応できる保育環境が欲しい。

基本方針4の評価指標と目標値

【基本方針4】の評価指標と目標値

指標	現状値	目標値	関連分野	資料元
子育て支援事業の認知度 (総合相談窓口)	41.2%	増加	子育て	ニーズ調査
子育て支援事業の利用状況 (総合相談窓口)	7.9%	増加	子育て	ニーズ調査
地域子育て支援拠点の利用状況 (利用している)	51.3%	増加	子育て	ニーズ調査
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	58.7%	増加	子育て 成育 貧困	乳幼児健診問診票
待機児童数	10人	0人	子育て	教育委員会入所判定資料
子どもが生まれた時の保護者の育休取得状況(取得した父親の割合)	未就学 9.2%	増加	子育て	ニーズ調査

基本方針4の基本施策と施策の推進に向けた各課の取組

(1) 子育て支援者の育成とネットワークの構築

地域全体で子育て・子育てを支えるため、ボランティアや支援者の育成を進め、子育て家庭の不安やストレスを軽減するネットワークを構築しています。保護者同士の交流や相談支援を行い、地域とのつながりを強化します。また、放課後児童健全育成事業や子育てガイドブックを活用し、情報提供を充実させ、子育て支援の体制をさらに強化していきます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
ファミリーサポート事業【再掲】	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。	健康福祉課
子育てサポートボランティア「ホット」【再掲】	地域のボランティアグループが、子育て中の親子をサポートしています。	健康福祉課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	地域の多様な経験を持つ人材や豊かな社会資源を活かし体験活動の場を提供することによって豊かな心身を育み、児童の健全育成を図ります。	教育委員会
こども子育て支援センター事業【再掲】	妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごすことができるよう様々な悩みや相談に応じ、一人ひとりに寄り添い切れ目のない細やかな支援を行います。 また計画期間中に「こども家庭センター」を開所し、児童福祉と母子保健の連携充実を図ります。	健康福祉課
素敵に子育てイキイキ講座実施事業【再掲】	子育て中の母親を支援し、同じ境遇の母親同士が交流を持てる場所を提供します。日頃の家事や子育てから少し離れて自分を磨くことで、母親がイキイキと過ごせるようになることを目的とし、講座を開設します。	教育委員会
子育て支援拠点事業（にこにこ広場）【再掲】	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。	健康福祉課
子育てガイドブック、ホームページによる情報発信【再掲】	各種子育て支援サービス等について子育てガイドブックを作成し、情報提供を行います。また、子育てWEBサイトを構築し、より充実した子育て情報の発信を行います。	健康福祉課

(2) 安心で子育てしやすい子育て環境づくりの推進

安心で子育てしやすい環境づくりを推進しています。具体的には、村営住宅の提供や公共施設のバリアフリー化、就労支援を行い、地域の安全で快適な住環境を整備しています。また、近年では、建物の建材などから発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で起こるシックハウス症候群等も問題となっているため、時流に応じた多様な環境改善に取り組み、子どもや妊婦に優しい環境づくりを進めています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
子育てカフェ	社会福祉協議会が実施する「子育てカフェ」に協力し、育児を頑張っている保護者の方のホットできる居場所作りを推進します。	健康福祉課
村営住宅事業	孺恋村公営住宅長寿命化計画に基づき施設の管理を行います。	建設課
公共施設等のバリアフリー化	財政状況により、順次改築工事等の実施を進めます。	総務課
就労のための情報提供	働く場を確保するための情報提供を行います。	観光商工課

(3) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

こどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めています。学校や地域での放課後の居場所や遊び場の充実を図り、子どもたちが安全に遊び、学び、交流できる環境を提供します。また、地域全体で子どもたちを見守り、支える体制を強化し、健やかな成長を支援していきます。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
みんなのすいよう食堂	社会福祉協議会が実施している「水曜食堂」を支援し、食事の場だけではなく、子どもたちが安心して過ごせる体制を整えます。	健康福祉課
放課後児童健全育成事業(学童保育)	就労等の理由により、保護者が昼間に不在の、小学校児童に対して、授業終了後、遊びや生活の場を提供することによって、健全育成を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室推進事業	地域の多様な経験を持つ人材や豊かな社会資源を活かし体験活動の場を提供することによって豊かな心身を育み、児童の健全育成を図ります。	教育委員会
子育て支援拠点事業(にこにこ広場)	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。	健康福祉課

(4) 子どもの安全確保と健全育成の推進

子どもの安全確保と健全育成を推進しています。交通安全教育や街頭指導、ヘルメットの配布を通じて交通事故の防止に取り組んでおり、地域全体で交通安全意識を高めています。また、防犯活動や青少年健全育成事業を実施し、子どもを犯罪から守るために見守り体制を強化し、安心して成長できる環境づくりを進めています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
交通安全教室の実施	安全協会女性部による各幼稚園での交通安全教室の実施、警察官による夏・冬休み前の小学校での交通指導、自転車の乗り方の指導を行います。	総務課
交通安全街頭指導	警察官、交通指導員、安全協会、民間協力者による通学時間帯の街頭指導を行います。	総務課
民間指導者の育成	交通指導員、交通安全協会による街頭指導を行います。	総務課
チャイルドシート装着講習会事業	正しい着用の仕方、また後部座席でのシートベルト(チャイルドシート)の着用の指導を徹底します。	総務課
新入学児童交通安全用ヘルメット助成事業	小学校入学時に新入児童全員に交通安全用ヘルメットを配布します。	総務課
道路の整備	道路の整備、新設等を行い、安全確保に努めます。	建設課
広報紙活用の防犯情報コーナーの提供	広報つまごいへの定期的な情報掲載や注意の喚起、事件等が発生した場合の臨時的なチラシ等の発行を実施します。	総務課
青少年健全育成事業	子どもを犯罪、事故等の被害から守るため、情報交換や研修会、パトロールや啓発活動の実施など対策を行います。	教育委員会
防犯灯の整備	学校付近及び通学路を主体に、防犯等の整備充実を図ります。	総務課

(5) 多様性を尊重し、仕事と子育てが両立できる社会づくり

仕事と子育ての両立を支援するため、父親向けの育児参加促進活動や両親学級への夫婦での参加を推進しています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児休業取得の促進や企業での両立支援制度を強化しています。多様な働き方を支える社会的サポートの充実を目指し、男女が共に子育てと仕事を調和させる環境づくりを進めています。

■基本施策の推進に向けた各課の取組

具体的施策	施策内容	担当課
仕事と育児の両立支援に関する情報提供	働きながら子育てするに当たって、利用できる制度や支援についてホームページ等を通じて情報提供します。	健康福祉課 観光商工課
パパママクラス【再掲】	妊娠期の夫婦を対象とし、夫婦 2 人で協力して取り組んでいくための知識の習得やきっかけづくりの場を提供します。	健康福祉課
マタニティクラス(両親学級)への参加啓発	夫婦で参加できるよう、実施する曜日を平日だけでなく休日にも設定し、母子手帳交付時に両親学級の案内をするとともに、両親学級に夫の参加も促します。	健康福祉課

5章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件と、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本村においては、村域や通勤圏、提供区域内での需給調整などを勘案し、村全体を1区域として設定します。

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育量の見込み

本村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて、各年度の教育・保育の量の見込みを算出します。

子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望を分析し、認定区分ごと(3号認定は年齢ごと)に、量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。

【人口の推移と推計値】

単位:人

年齢	実績					推計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	51	49	47	46	44	45	45	44	43	42
1歳	62	53	50	49	47	35	47	47	46	45
2歳	55	63	53	51	49	58	34	46	46	45
3歳	58	54	63	53	51	45	59	35	47	47
4歳	52	58	55	63	53	42	45	59	35	47
5歳	66	52	58	55	63	44	42	45	59	35
合計	344	329	326	317	307	269	272	276	276	261

※推計値はコーホート変化率法により算出

【教育・保育利用希望児童数(量の見込み)】

① 幼稚園 [1号認定・2号認定(教育ニーズあり)]

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3-5歳児 [1号・2号]	84	94	89	91	83

② 保育所[2号(教育ニーズなし)・3号認定]

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3-5歳児[2号]	47	52	50	50	46
1・2歳[3号]	28	25	28	27	27
0歳[3号]	13	13	13	12	12
合計	88	90	91	89	85

(2) 提供体制の確保、内容、実施時期

教育・保育の提供区域で設定した「量の見込み」に対して、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

確保の内容の設定に当たっては、保護者の就労状況やその変化等を踏まえて、柔軟に子どもを受け入れるための体制を確保します。また、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況と利用希望を踏まえた上で設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む:教育ニーズ)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

【教育・保育の確保の内容と実施時期】

■令和7年度

年 齢		3～5歳		1,2歳	0歳	
認 定		1号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号		
①量の見込み		(人)	84	47	28	13
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	84	47	28	13
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

令和8年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号		
①量の見込み	(人)	94	52	25	13	
②確保 方策	特定教育・保育施設	(人)	94	52	25	13
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

令和9年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号		
①量の見込み	(人)	89	50	28	13	
②確保 方策	特定教育・保育施設	(人)	89	50	28	13
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

令和10年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号		
①量の見込み	(人)	91	50	27	12	
②確保 方策	特定教育・保育施設	(人)	91	50	27	12
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

■令和11年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号 (教育ニーズ)	2号 (保育ニーズ)	3号		
①量の見込み	(人)	83	46	27	12	
②確保 方策	特定教育・保育施設	(人)	83	46	27	12
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

■3号認定(0～2歳)の保育利用率

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	29.7%	30.2%	29.2%	28.9%	29.5%

3 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みに対応するように、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定します。放課後児童健全育成事業については、国の放課後子ども総合プランの動向を踏まえて、放課後子ども教室等との連携に努めます。

① 利用者支援事業

<こども家庭センター型>

保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用に当たって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

利用者数 (設置か所数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
B 確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
B-A	箇所	0	0	0	0	0

<地域子育て相談機関>【新規】

地域子育て相談機関とは、子育て世帯が相談以外の目的で施設を利用する際に、気軽に立ち寄り日常会話の延長で子育てに関する疑問や悩みを相談できること、気軽に関われることを目的としており、こども家庭センターを補完する役割もあります。本村ではにこにこ広場を地域子育て相談機関とし位置づけます。

利用者数 (設置か所数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
B 確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
B-A	箇所	0	0	0	0	0

<妊婦等包括相談支援事業>【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援図る事業です。

利用回数 (延利用回数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	回/年	120	120	120	120	120
B 確保の内容	回/年	120	120	120	120	120
B-A	回/年	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。本事業は、現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。今後も魅力のある催しや相談の機会等を充実させ、利用者のニーズに応えるよう内容の充実に取り組みます。孺恋村では「にこにこ広場」が地域子育て支援拠点となっています。

利用者数 (月延人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人回/月	650	650	650	650	650
B確保の内容	人回/月	650	650	650	650	650
B-A	人回/月	0	0	0	0	0

設置か所数 (か所数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	か所数	1	1	1	1	1
B確保の内容	か所数	1	1	1	1	1
B-A	か所数	0	0	0	0	0

③ 妊婦健診

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付することで、医療機関等への受診を勧奨します。今後も年間 50 名ほどの妊婦が見込まれるため、対象者が確実に健診を受けることができるよう、引き続き周知します。

利用者数 (年間延回数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人回/年	500	500	450	450	400
B確保の内容	人回/年	500	500	450	450	400
B-A	人回/年	0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。本村では年間約 50 人の新生児が生まれており、当該家庭との連絡を密にしつつ、事業を実施します。

利用者数 (実人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人/年	45	45	40	40	35
B確保の内容	人/年	45	45	40	40	35
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問することで、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。様々なケースに効果的な支援が実施できるよう、関係機関との情報共有を行います。

利用者数 (実人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人/年	2	2	2	2	2
B確保の内容	人/年	2	2	2	2	2
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑥ 一時預かり事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、幼稚園などの場所において、一時的に預かる事業です。

<在園児対象型>

利用者数 (延利用人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人/年	2,000	2,000	1,900	1,800	1,700
B確保の内容	人/年	2,000	2,000	1,900	1,800	1,700
B-A	人/年	0	0	0	0	0

<在園時対象型除く>

利用者数 (延利用人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人/年	540	540	432	432	396
B確保の内容	人/年	540	540	432	432	396
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学後児童含む

子育ての手助けが欲しい人と子育てお手伝いをする人が会員となって、一時的な子どもの預かり等を有料で行う事業です。孺恋村では第二期計画の中間見直しにより事業を開始しました。

利用者数 (延利用人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A量の見込み	人/年	17	17	17	17	17
B確保の内容	人/年	17	17	17	17	17
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑧ 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みですが、近年、小学校低学年の利用実績が大きく増加しているため、利用動向に柔軟に対応し、ニーズを充足できる提供体制を整備します。

■低学年

利用者数 (実人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人/月	45	42	34	32	37
B 確保の内容	人/月	45	42	34	32	37
B-A	人/月	0	0	0	0	0

■高学年

利用者数 (実人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人/月	17	21	26	27	24
B 確保の内容	人/月	17	21	26	27	24
B-A	人/月	0	0	0	0	0

⑨ 放課後子ども教室

設置か所数	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	か所	2	2	2	2	2
B 確保の内容	か所	2	2	2	2	2
B-A	か所	0	0	0	0	0

⑩ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

利用者数 (延利用者人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人/年	5	5	5	5	5
B 確保の内容	人/年	5	5	5	5	5
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑪ 産後ケア

産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

利用者数 (延利用人数)	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	人/年	100	100	95	95	95
B 確保の内容	人/年	100	100	95	95	95
B-A	人/年	0	0	0	0	0

⑫ 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

利用人数 (延利用人数)		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0歳児	人/年	—	1	1	1	1
	1歳児	人/年	—	1	1	1	1
	2歳児	人/年	—	1	1	1	1
B 確保の内容	0歳児	人/年	—	1	1	1	1
	1歳児	人/年	—	1	1	1	1
	2歳児	人/年	—	1	1	1	1
B-A	0歳児	人/年	—	0	0	0	0
	1歳児	人/年	—	0	0	0	0
	2歳児	人/年	—	0	0	0	0

6章 計画の推進

1 子ども・子育て支援法に基づく市町村・事業主・国民の責務

市町村等の責務 子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

区分	概要
市町村の責務	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用したりするために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整 など便宜の提供をおこなうこと。
	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。
事業主の責務	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。
国民の責務	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2 計画の推進に向けた関係者の役割と連携

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、村民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。そのため、県や村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

区分	概要
村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 村は子育て支援の重要な役割を担い、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。 ➤ 各施策は担当部局が主体的に実施し、行政サービスの総合的な展開を図る。 ➤ 子どもと保護者が必要なサービスを円滑に利用できるよう支援し、良質で適切な教育・保育の提供体制を確保する。
家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者は子育ての第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成や基本的な生活習慣の確立に重要な役割を持つことを認識する。 ➤ 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行い、男女が協力して子育てを進めることが重要である。 ➤ 村民一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、可能な範囲で地域の子育て支援活動に参画することが求められる。
地域の責務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもは地域社会の中で社会性を身につけながら成長するため、村はすべての子どもが健全に成長できるよう支援する必要がある。 ➤ 家庭環境、心身の障害の有無、国籍にかかわらず、地域の人々との交流を通じて成長できる環境を整えることが重要である。 ➤ 子どもと保護者が積極的に地域活動に参加するよう促し、地域全体で子どもの成長を支える。
企業・各種団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 仕事と生活のバランスをとれる多様な働き方を選択できるようにし、職場優先の意識や性別役割分担の固定観念を解消することが重要である。 ➤ 企業や職場は働きやすい環境づくりに努め、働く人もその重要性を認識することが求められる。 ➤ 企業は社会貢献の一環として、持つノウハウを活かしながら地域活動に参画することが望ましい。 ➤ 行政だけでなく地域の多様な団体が村民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要である。

3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画を推進するため、子ども・子育て会議において、毎年度、計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。

PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。また、点検・評価の結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、計画の中間年度(令和9年度)を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の計画の期間は、当初の計画期間(令和11年度)までとします。

資料編

1 孀恋村子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 3 月 25 日

告示第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条の規定に基づき、孀恋村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務その他村長が適当と認めた事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認める時は、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

2 孺恋村子ども・子育て会議委員名簿

所属	役職	氏名
西部幼稚園PTA	会 長	松本 通範
東部こども園PTA	会 長	高橋 朋也
孺恋村民生委員児童委員協議会	主任児童委員	黒岩 祐子
孺恋村民生委員児童委員協議会	主任児童委員	下谷 みゆり
子育てサポート ほっと	代 表	土屋 政
社会教育委員会議	議 長	高丸 和江
孺恋村社会福祉協議会	事務局長	黒岩 達哉
西部幼稚園	園長	安齊 則子
東部こども園	園長	土屋 恵美子
孺恋村議会総務文教常任委員会	委員長	大久保 守
孺恋村役場	副村長	黒岩 彰
孺恋村教育委員会	事務局長	滝沢 勇司
孺恋村役場 健康福祉課	課長	黒岩 孝義
孺恋村役場 健康福祉課 保健師	課長補佐	野寺 美枝

子ども・子育て未来 2029
第3期孺恋村子ども・子育て支援事業計画
成育医療等計画・子どもの貧困対策計画
発行：孺恋村役場 健康福祉課
住所：群馬県吾妻郡孺恋村大前 110
TEL：0279-96-0512
FAX：0279-96-0516
発行年月：2025年3月